

環境社会配慮助言委員会

第120回 全体会合

日時 2021年1月8日（金）14:00～17:43

場所 オンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
島 健治	株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
松本 悟	法政大学 国際文化学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

（敬称略、五十音順）

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
多田 尚平	民間連携事業部 海外投融資課 課長
高橋 暁人	南アジア部 南アジア第四課 課長

○小島 木口委員の参加がまだのようなんですけれども、JICA審査部の小島です。

今日は第120回環境社会配慮助言委員会全体会合ということで年始早々お集まりいただきまして、ありがとうございます。

緊急事態宣言が出されたということで、今日はJICAの人間以外はリモートでの参加になっています。そのうち柴田委員と原嶋委員長が今日欠席ということで連絡をいただいています。また、阿部委員は16時頃に退室するという連絡をいただいています。

いつものことながら、議事録を取る関係で何点か申し上げておきたいと思います。

今回も議事録を取ります。議事録業者もリモートで参加していますので、いつもより一層名乗る際にはきちんとお名前と所属を言うていただくようお願いします。あとはリモートでやっている関係もあるので、誰に対する質問あるいはコメントなのかというのも明確に言っていただけると助かります。あとは、質問、コメント、それ以外のご発言については簡潔にさせていただくと助かります。

それでは、事前の確認事項は以上なので、一旦マイクを林副委員長にお譲りしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○林副委員長 林です。ありがとうございます。皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

今日は原嶋委員長がご欠席ということで、私のほうで代理をさせていただきます。よろしくお願いします。

議事次第に従って始めさせていただきたいと思います。まず、ワーキングスケジュールの確認ということですが、JICA事務局のほうから確認いただけますでしょうか。

○小島 配付資料の2ページ目を繰っていただくと、いつもの日程表が入っています。これを見させていただき限り、2月までは4人の委員の方々が各ワーキンググループにセットされているので、変更などあれば、あるいは欠席せざるを得ない事情などあれば、それはそれでまた事務局のほうに連絡いただければと思います。3月のほうも仮に人を入れていますので、その調整も始めていただけると幸いです。

いずれにしても、変更あるいは調整などについては事務局のほうに連絡いただければ対応したいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございました。

今何かご指摘の点があれば。後で事務局のほうにご連絡いただいても結構でございますが、ありますでしょうか。

では、もし変更等ございましたら後で事務局のほうに個別にご連絡いただければと思います。

それでは、議事次第の3番目の案件概要説明に移りたいと思います。タイ国ムアンラチャブリガス火力発電事業の案件概要説明です。では、JICAの事務局のほうからお願いします。

○多田 JICA民間連携事業部の多田と申します。よろしくお願いします。

資料に沿いましてご説明します。今回、海外投融資の案件ということでタイのムアンラチャブリガス火力発電所となります。

1ページめくっていただきまして、背景でございますが、タイは順調な経済成長を遂げておりま

して、それによって電力需要というのも年間これまでも3.3%増えておりまして、今後も4%程度で続くと予想されております。タイの電力事情としましては、今後6割程度現状から増強していく計画ではあるんですけれども、その中で石炭火力に代わって再エネの導入を進めると。ただし、タイは平坦な土地ということもあって、水力発電はなかなかありませんで、再エネの導入に伴う調整電源ですとかベースロードというところで一定のガス火力発電所というのが引き続き今後も必要とされている中で、効率の良いガス火力を作っていくというニーズが高いと考えております。

今回は地場のタイの企業であるところのRATCH Group、そして、Gulf Energy、こちらが企画しているIPPのガス火力発電、こちらについてADB、アジア開発銀行と一緒に協調融資を想定しております。

事業のガス火力発電所のスコープでございます。こちらはタイのラチャブリー県、首都のバンコクから110kmほど離れた場所にある場所ですけれども、こちらに700MWのガス火力発電所掛ける2機ということで1,400MWを建設する想定でございます。プラス、関連設備として発電所につながるガスのパイプライン、そして、水関連の給水管と排水管、そして、送電設備のアップグレードというのを想定しております。

3ポツ目にありますとおり本事業は、用地としては既存のガス火力発電所を持っている事業者からその横にある使われていない土地をリースする想定でございます。

場所がこちらでございます、右のほうに首都バンコクがありまして、その左のほうに110km離れたところのヒンコン行政区というところで計画しております。

こちらの航空写真でございますが、左のほうに黄色い網掛けでHin Kong Powerとありまして、こちらが建設予定地となります。写真の上のほうに赤い線が左右に走っておりますけれども、こちらが既存のガスのパイプラインでございます、この赤いガスパイプラインと発電所をつなぐために黄色い部分が新たに発電所までつながるガスパイプラインとして建設予定のルートとなっております。

また、中央に紫の線がございますが、こちらが給水・排水管のラインでございます、これが右手のほうにある緑色、こちらは川でございますが、このメークローン川のほうにつながるルートとなっております。

最後に、右下のほうに水色の線が伸びておりますが、こちらが最寄りのサブステーションまでつながる、グリッドにつながるための送電線となっております。

サイトの写真がこちらでございます。先ほど申し上げたとおり白っぽい部分が既存のガス火力発電所でございます、こちらはもう運転は停止しているものでございますが、このガス火力発電所を持っている業者さんが左側の黄色い土地も持っておりまして、こちらを今回リースで借り受ける予定となっております。

環境社会配慮事項となりますが、カテゴリ分類としてはAカテゴリを想定しております。火力発電セクターに該当すると。許認可でございますが、EIAについては発電所ガスパイプラインの二つが既にスポンサー、民間事業者によって実施されており、それぞれタイの当局から承認を受けております。

協調融資行としてADBがございまして、このADBがリードする協調融資団のリード銀行として彼らも環境審査を実施します。

今回助言を求める項目としては、環境レビュー方針についていただければと思っております。

環境レビュー方針についてご説明しますが、環境許認可については申し上げましたとおり許認可については取得済みですが、こちらについて附帯事項の有無及び内容を今後確認してまいりたいと思います。

汚染対策については、大気質、水質、廃棄物、騒音・振動等、こちらについては粉じん抑制・散水または廃棄物の分別、指定業者による処理等を行って、タイの国の基準を満たす見込みとされております。また、供用時の大気質や水質、騒音や振動などについては、排ガス抑制あるいは排水温度や水質の管理、調整池の設置等を通じて、これも国内基準を満たす見込みとしております。こちらについては緩和策の詳細を確認してまいります。

自然環境面ですが、対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺には含まれておりません。2ポツ目ですが、取水元・排水先の河川となるメークローン川、こちらがKBAに指定されておりました、既存の発電所でもこれは使っている川なんですけれども、EIAによるベースライン調査では、希少種の存在等は確認されておられません。一方で、水域の生態系への影響有無を確認するとともに、排水温度や水質管理、調整池の設置など必要な緩和策というのは今後実施する予定とされております。確認事項としましては、緩和策の詳細を確認しつつ、メークローン川への影響について水域生態系への影響も含めてEIAを精査してまいりたいと思っております。

社会環境面につきましては、土地は既存の使用を停止しているガス火力発電所の民間事業者の所有する土地のリースを受ける予定で、取得や移転というのは発生しない想定です。パイプライン系、ガスや水のラインについては、こちらは基本的には道路や灌漑の脇を通るということで、公的機関の所有地に敷設する予定でございます。用地の確保状況については、これらを確認しつつ、改めて用地取得や影響を受ける住民がいらないことを確認してまいります。

その他・モニタリングにつきましては、大気質、水質、廃棄物、騒音等の供用時あるいは工事中のモニタリングについて、この頻度や方法、実施体制について確認してまいります。

最後に今後のスケジュールですが、今1月でございますが、全体会合をさせていただいて、その後、ワーキンググループ、助言確定等を経たうえで審査してまいり、EIA公開後の120日を経過した4月以降に借入人と調整しながらLA調印時期を探ってまいりたいと考えております。

民間連携事業部の説明としては以上となります。

○林副委員長 ありがとうございます。

この案件概要説明につきまして意見がある方は発言をお願いしたいんですけれども、その前に毎回発言ある方は確かチャットのほうに発言したいですという形で入れていただけると順番に発言をお願いすることができると思いますので、よろしくお願いします。何か発言ある方はおられますでしょうか。

○日比委員 日比です。よろしいでしょうか。

○林副委員長 お願いします。

○日比委員 ご説明ありがとうございます。大きく2点、細かく言うと3点ほどご質問させていただければと思います。

まず1点目、事業背景のところでしょうか、タイのほうでは石炭火力から再エネの導入を進めていくと。それに際して調整電源としてのガス火力が必要なんだということを書いているんですけれ

ども、この辺、これは質問というかワーキングに向けてこのあたりをもう少し詳しくご説明いただくような資料がもしあればご提示いただくのがいいのかなというふうに思っております。事業の環境社会配慮自体というのは上位計画での云々についてということにはならないと思うんですけども、ただ、やはりガスとはいえ化石燃料ですし、CO₂の排出増加にはつながっていくので、トータルに見て排出量の削減、脱炭素化に向けてどう貢献するかというのを明確に根拠を持ってご説明いただくような資料がご用意いただけるとありがたいというのが1点目です。

それから、2点目は環境社会配慮事項のところでレビュー方針ですね。自然環境面のところで、この取水・排水先の河川、メークローン川がKBAに指定されているというふうに書かれているんですけども、一つはこのKBA指定になっている根拠は何でしょうか。多分絶滅危惧種なり何なりの生息地であるからKBAに指定されているんじゃないかと考えますので、それがもし今わかっていれば教えていただきたいというのが1点目と、その後に魚類や爬虫類の貴重種の存在はベースライン調査で確認されていないと書かれているんですけども、魚類・爬虫類以外はどうかというのの一つですね。何をもちてKBAに指定されているかというのに関係してくるところなんですけれども、何かしら絶滅危惧種なりの生息地として認定されている可能性が高いと思いますので、ほかの種についてはどうですかという点と、それに絡めてなんですけれども、3点目として書き方の問題かもしれないんですけども、KBAになっている以上は過去に何らかの絶滅危惧種の生息地であるということが科学的に確認されているわけですから、まず前提としてそれはやはりガイドライン上の重要な生態系にも生息地にも当たるはずですので、その前提でレビューを進めていただきたいと思います。これを読むと、KBAに指定されているけれども、ベースライン調査ではいなかったので問題ありませんと、そこまでは書いていないんですけども、そういう方向にこの確認調査が進んでいくのかなと類推してしまうので、そうではなくてKBAに指定されているということを出発点に、結果として確認されないとか、あるいはガイドライン上の生息地に当たらないということになればそれはそれで結構だと思うんですけども、やはりKBAに既に指定されているというところは非常に重いことだと思いますので、そこを出発点としたレビュー方針を立てていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。JICAのほうからご回答をお願いできますでしょうか。

○多田 ありがとうございます。

委員のご指摘の1点目については、気候変動の効果ということでワーキンググループ等でご質問等にお答えしていきたいと思っておりますが、今手元で確認している限りでは、タイの平均的な再生可能エネルギーも含めた全電力セクター全体の平均的なCO₂排出量があって、これは水力や太陽光やガスを全部含めた平均なんですけれども、それを下回る今回のガス火力の効率の高いCO₂排出ということになっておりますので、火力で比較すればさらに削減効果は高いと思いますが、グリッド全体を平均したCO₂排出量よりも低いという効果は考えられております。こういった詳細については、また別途今後ご説明していければと思っております。

KBAにつきましても、こちらの説明がそのような受け止め方をされたようであれば失礼いたしました。今現状で我々がいろんなソース等々当たってみたところでは、淡水エイとかスッポンというところでIUCNが指定する生物が過去指摘をされた可能性があるというふうに聞いております。で

すので、今後EIAをさらに詳細調査しまして、借入人や協調融資機関と協議しながら、このあたりは慎重に審査を進めてまいりたいと思っております。

以上となります。

○林副委員長 ありがとうございます。日比委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○日比委員 結構でございます。ご説明ありがとうございました。

○林副委員長 続きまして、掛川委員、お願いできますでしょうか。

○掛川委員 掛川です。

同じくJICAの方への質問ですけれども、私も2点ありまして、一つは背景のところです。タイ側としても再エネという可能性もあるかと思うんですけれども、再エネという代替案の検討をしたうえでタイ側からの要請だったんでしょうか。もしそういった、既に代替案を検討したということであれば、その時の状況もまた簡単に教えていただければと思っています。

2点目は日比委員が言われたこととも少し重なるんですけれども、まさにこの案件をやるとすれば、これが、いかにタイのNDCに貢献するか。タイは今、BAUレベルで20%削減、技術へのアクセスとかがあれば25%削減というふうに言われていますので、それに対して明確な説明と、また、根拠が必要だと思しますので、こちらもワーキングなどで共有いただければと思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。JICAのほうからご回答をお願いできますでしょうか。

○多田 ありがとうございます。代替案という委員のご指摘につきましては、本事業はタイ政府というよりは海外投融資ということで民間事業者からの提案に基づく民間発意の事業ということになりますので、タイ政府レベルでの代替案という観点というところとはちょっと違うところではありますが、一方で、タイ政府というのは当然この民間発意の事業に対する許認可等を与える立場にございますので、このようなスペックでのこのような効率の高いガス火力発電をほかのいろんな、今後電力を増強していくうえで、いろんな再エネとかを含めて作っていく中でガス火力というものの規模の必要性というものを認めたうえで今回の事業にゴーサインを出しているという観点から、タイ政府としても本事業の必要性というのは認めているというふうに考えております。

こちらの点につきましても、ワーキンググループ等を通じて引き続き意見交換させていただければと思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。掛川委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○掛川委員 すみません、1点ちょっとクラリフィケーションなんですけれども、本件が（政府によるODAではなく）民間発案ということについては、（当方の誤解で）失礼しました。その中で、これまで要請が上がってくる中でタイ側として関係者の中、で再エネという検討案も議論されたかどうかというのはご存知でしょうか。もしくはそういった経緯はあるんでしょうか。

○多田 タイ側といったときに何を指すかでございますが、今回の我々に提案してきてくれる事業者のRATCH GroupとGulf Energy Groupは、彼らはいろんな電源というのを手掛けてはいるんですけれども、今回その中で再生可能エネルギーをタイにおいてもいろんな事業を展開していると思いますが、少なくとも今回この件につきましては、我々に対してガス火力の案件を提案してきたということになっております。

すみません、以上となります。

○林副委員長 ありがとうございます。掛川委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○掛川委員 では、背景としては、その辺の検討がされたかどうかというのは掌握していないということですね。ということでもよろしいですかね。また細かいことはきっとワーキングでも議論されると思うんですけども、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。

○多田 ありがとうございます。彼らからもらっている報告書に書いてある内容の範囲で、本事業と並行してバイオマスのようなことも検討したと書いてありますが、既存の施設のガスパイプラインがこの近くにあるですとか、そういったことも考えつつガス火力を今回は提案しているというふうに書いております。

こちらで持っている事項としては以上でございます。

○林副委員長 ありがとうございます。掛川委員、よろしいでしょうか。

○掛川委員 ありがとうございます。

○林副委員長 引き続きまして、木口委員、お願いできますでしょうか。

○木口委員 木口です。

いくつかコメントがあります。質問としては掛川委員、それから、日比委員と同じように今後に向けていろいろ資料を用意していただければと思うんですが、タイの発電事情ですけれども、昨日確認しましたところ、今の電力需要2万3,300MW程度だったんですね。現在の2018年の設備容量と比較すると半分ぐらいで50%程度、それだけ単純に比較はできないかもしれないんですが、電力需要余力が数字上50%ぐらいある状況だという理解でおります。ここのところを昨年ですけれども、特にコロナウイルスの感染の拡大の関係で経済が低迷していますので、電力需要が非常に下がっているというところがいくつも報道で出ていて、余剰の電力が非常に多いということで、確かタイ政府のほうも40%ぐらいの余剰があるというのを認めているという理解で、市民側のほうでは60%も余っているじゃないか、という批判も出ていたりしています。

タイの場合、電力開発計画はあるんですが、ここのところのいろいろな技術の発展に伴ってですが、それほど電力需要が伸びていないのではないかと理解しております。PDF、電力開発計画2018も数年前に出たものが現実には合わないということで改定されて、少し電力需要予測が下方修正されているものなんですけれども、それでもまだそのような状態に陥っているというところがあります。

それから、タイのほうは私のほうで数年前調べたところだと、6割ぐらいは天然ガスが発電の燃料として使われていて、ずっとここ多分20年ぐらい議論になっていると思うんです。電源の多様化ということで石炭を増やそうとか水力を増やそうとか、今は再生エネルギーのほうを増やそうというふうな話がいろいろ出てきているという理解でおります。なので、なぜ今またさらに天然ガスの事業を増やすのか、というのが非常に理解し難いところであります。これはコメントです。

それから、一つお伺いしたいのは民間への投資です。タイのようにもう既に民間銀行でこのような事業というのは十分採算が合って成り立つような話だと思うんですけども、民間から資金調達が可能なのはなのに、なぜわざわざ公的資金を使ってこの事業を行うかというのが非常に疑問に思っているところなんですけれども、民間連携でやる意義というのをどのようにご説明されるのか、もし今わかることがあれば教えていただきたいんですが、今後に向けて説明をご用意いただければ

と思っております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。1点目はコメントということだったんですけれども、JICAのほうからコメント及びご質問に対してご回答をお願いしますでしょうか。

○多田 委員のご指摘ありがとうございます。

1点目の需要が今落ちているという点につきましては、足元ではおっしゃるとおり需要はコロナの状況で落ちていると考えておりますが、本件は20年以上の長期の電力計画、そして、買取契約に基づく契約でございまして、その観点から10年、20年といった極めて長期の電源開発計画の中の一つのタイという膨大な国の中での一つの事業ということで、こちらについてはオフテイクである電力を買い取るタイの国営企業といったところもまず20年の需給を見越しながら買取契約を締結しているというところをもって、中長期的な需給というのはタイという国を考えた場合にそこがあると考えておりますし、そのようにタイ側としても考えているというふうに状況としては理解しております。

ガス火力につきましてもおっしゃるとおり現在6割程度と高く、それをタイ側としても増やしていくので、将来的にはガス火力の割合というのは全体的に落としていく想定ではありますが、一方で古いガス火力の廃炉、効率の悪いガス火力はどんどん廃炉されていきますので、その観点から一定のガス火力が必要な中で、新しいガス火力、ガスはガスでも効率がいいガス火力というところの重要性というのは、これは認められるものというふうに考えております。こちらはコメントに対するお返しとなります。

二つ目の民間の金融をクラウドアウトしないという観点は、まさにそこはご指摘のとおりで、この点につきましても本事業についてはコロナの影響というのもあったか、少なくとも本事業については協調融資先のADBのほうで民間金融機関と一緒にやってくれといういろいろ呼びかけをして声をかけたところ集まらず、それによってJICAやほかの開発金融機関にお声がかかって、この状況下において重要な案件と一緒にやろうということで、今回についてはそのように整理されているところでございます。

JICAとしてこちらの説明は以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。木口委員、いかがでしょうか。

○木口委員 ちょっとコメントの追加ですが、コロナの前からタイのほうでは多分25%ぐらいの電力余剰がずっとあった状態であって、ここに来て非常に増えているという理解でおりますので、現状のタイの技術ですと、恐らく15%程度の余剰分で十分発送電は問題がないはずだという意見が非常に多く出ていると理解しています。そのあたりのタイの電力開発計画の妥当性みたいなものを、JICAさんで独自にきちんと把握されたほうが良いのではないかと思います。

あと、民間の投資が集まらないということですが、石炭と同様、天然ガスのほうも10年ぐらいのうちに脱炭素化するという動きが非常に強く出ていますので、その影響もあるのではないかというふうにちょっと思った次第です。コメントです。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。コメントということなんですけれども、JICAのほうから何かもしあればということで、何かありますか。

○多田 いいえ、引き続き意見交換させていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

そしたら、次の方に移りたいと思いますが、米田委員、お願いできますでしょうか。

○米田副委員長 ありがとうございます。

民間投融資ということで少し私は現状がわかっていないこともあるかもしれないんですが、質問が1点というか一つのことについてあります。それは今回既存のガス発電所の隣というか、その既存のガス発電所が有する土地をリースして、そこに新しく発電所を作ることなんですけれども、その既存のガス発電所はよくわからないんですけれども、多分ほかの企業なのかなと思うんですが、そのガス発電所はもう操業停止ということで使わないということで、この発電所をアップグレードするとか、あるいは作り直すとか、つまり新しい土地に新しいものを作るのではなくて、今あるガス発電所を新しくするというような選択肢というか、そういう発想はなかったんでしょうかということで、それに関連して今ある発電所から既存というか、大きなガスパイプラインへつながるガスパイプラインも既にもうあるのではないかと、あるいは給水・排水の管を作ることなんですけれども、それも既にあるのではないかと、そのあたりの事情といいますか、ご説明いただけないでしょうか。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、JICAのほうからご説明、ご回答をお願いできますでしょうか。

○多田 今回廃炉する事業者は、今回の我々に提案してきた事業者とは別でございまして、その廃炉する事情というのは買取契約が終わって古くなって、彼らなりにこれちょっと直接聞いた話ではありませんが、彼らとしてはこれ以上契約更新の観点と効率とコストベネフィットの観点から今の既存の事業をこれ以上継続しないという判断を何らかの事情でしたんだと思います。

もう一つのご質問で既存のガス火力発電所でこれまで使っていたパイプラインですとか水の話というのはあるんですけれども、規模が小さくて、今回建設を予定しているガス火力発電所に必要な規模のガス、そして、水というものの輸送には適さないということで今回新設を予定しているということになっております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。米田委員、よろしいでしょうか。

○米田副委員長 了解いたしました。これ以上のことはワーキングで議論していただければと思います。ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、源氏田委員、発言をお願いできますでしょうか。

○源氏田委員 源氏田です。ありがとうございます。

自然環境について質問なのですが、自然環境面のところで事業対象地域の取水元・排水先の河川であるメークローン川はKBAに指定されているということで、その次の行に「既存の発電所でも取排水先として使用しており」と書いてあるんですが、今回新しくもう一つ発電所を作ることになると、累積的な影響というのは見る形になるんでしょうかというのを教えてください。よろし

くお願いします。

○林副委員長 ありがとうございます。では、JICAのほうからご説明をお願いできますか。

○多田 累積的影響というのは考慮しなくて良いかと考えております。昨年6月時点で既存の発電所は既に運営を停止して、それ以上取水等河川に影響を与えておりませんので、そのように考えております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。源氏田委員、いかがでしょうか。

○源氏田委員 事情についてわかりました。もう古い発電所は使っていないということですね。承知しました。

○林副委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、作本委員、お願いできますか。

○作本委員 すみません、作本ですけれども、ただいま木口さんとか米田さんとか源氏田さんのご質問ともかなり重なっている内容だったんですけれども、シャム湾で豊富に出てくる天然ガス、これがある時期から見つかったわけなんですけれども、この天然ガスを活用したいいわゆるガス発電というふうに理解しております。ただ、これによって国の方針なのかもしれませんけれども、石炭ガスの代わりにこういう天然ガスを使うというふうなお話でありますけれども、本当にこれで再生エネルギーが変わっていくようなことが可能なかどうかということが一つあります。

というのは、タイは近隣国から、カンボジアとか何かから電気を買っておりますよね。バンコクでの電気需要に対してこれを補っているということがありまして、そんな国内で簡単に変わるのかどうかということ、あと、先ほど日比さんからも冒頭でありましたけれども、いくらやっぱり天然ガスであったとしても温暖化へのプラス影響というのはある、プラスというかマイナス影響はあるかと思うので、その意味では先ほどどなたかおっしゃっていたNDCとかいう国内での炭酸ガスの排出力をできるだけJICAさんとしては特に民間事業でありますから、尊重するあるいは将来もフォローできるような枠組みを考えておられるのかどうか、そこは一つお伺いしたいところです。

あともう一つは、もう既にONEPのほうでアセスは承認済みだということがありましたけれども、温排水が実際今回も排出されるのかどうか。この恐らくパイプ管はそれに一部使われるかと思うんですけれども、この場合に既にアセスの報告書で温排水を出す場合の条件とか何かはもう既に設定されているのかどうか、数値は結構ですけれども、その有無を教えてくださいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。それでは、JICAのほうからご回答をお願いできますでしょうか。

○多田 ご指摘ありがとうございます。タイの繰り返しご指摘いただいております全体の天然ガス火力の位置づけというのは、また今後意見交換させていただきたいと思っておりますし、確かにタイは輸入に頼って多くを輸入している部分であります。また、それもあって天然ガスのガス火力発電所というのがベースロードとして環境の負荷は一定程度ありつつも、最新鋭のものを既存のより効率の悪いものに置き換えていくということで、その差でますます気候変動の対策として彼らとしても認識している案件と考えております。

NDCのフォローという点についても、こちらは民間連携だけでなくソブリンというか、政府向

けの協力としてもJICAは一体となってこちらについてはタイ政府のほうとも意見交換を進めていきたいと思っております。

汚水排水につきましては、こちらも詳細はまた継続議論させていただければと思っておりますが、汚水排水を排出する前には溜池等に溜めて、必要な管理や浄化槽や油の分離など必要な緩和策を実施して行っていく予定というふうに承知しております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。作本委員、いかがでしょうか。

○作本委員 前半のほうのご説明はありがとうございます。ぜひいろいろ民間との連携ということがありますので、もちろんADBが関わっていることはあれでしょうけれども、ぜひやっぱり監視をモニタリングのような形で継続して行っていたいただければというのが私のほうからのお願いです。

あと、後半につきましては、やはりメークローン川はかなり大きい川だったと思うんですけども、こちらに対して今排水等を管理するのは一時置きしてからというお話がありましたけれども、やはり温排水が出るかどうか、ちょっと私は天然ガスでも出るのではないかなと思うんですけども、その場合の温排水をメークローン川に放出した場合に生態系への影響、これは何度以内で収める、河川の周辺何キロメートルにおいてどのくらいの温度まで認めるか、そのような明確な数値がアセスの報告等で示されているのかどうか、数値は結構ですけども、あるのかないかぐらいはちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、JICAのほうから後半のご質問についてご回答をお願いできますでしょうか。

○多田 ご指摘、改めてありがとうございます。すみません、現時点でちょっとまだその国内基準に合致するという形で記載はあるんですけども、それ以上の詳細というのはまだ確認できておりませんので、こちらについては追って議論させていただければと思っておりますし、こちらも確認してまいりたいと思っております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。作本委員、よろしいでしょうか。

○作本委員 わかりました。これで結構です。あとはワーキンググループのほうで議論していただければ結構です。ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、山岡委員、お願いできますでしょうか。

○山岡委員 山岡です。よろしくお願いします。

JICAへの質問です。先ほどからいろいろなご質問に対してJICAのほうから古いガス火力等の代替としてこの計画をしているというようなご説明があったわけですけども、この説明、資料を見ますと、ガス火力発電所というふうに記載されているわけで、これはガスタービンだけの発電所かなというふうに理解するんですが、高効率化を目指すのであればコンバインドサイクルのほうが熱効率は上がって、その分グリーンハウスガスの排出量も減るということに貢献できるわけですけども、この計画自体は従来のガスタービンだけなんですか。だとすると、コンバインドサイクルにするという計画というのはないんでしょうか。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、JICAのほうからご回答をお願いできますか。

○多田 ご指摘ありがとうございます。今回はコンバインドサイクルのガス火力となっております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。山岡委員、よろしいでしょうか。

○山岡委員 そうですか。そうであれば、どこか全体にガスコンバインドサイクルというふうにかかれたほうが理解しやすいと思いますけれども。

○林副委員長 そうですね。

○多田 承知しました。

○林副委員長 ありますか。

○山岡委員 よろしくお願いします。多分そういうふうに書いていただいたほうがわかりやすいと思います。

○林副委員長 ありがとうございます。では、ちょっとそういう形で書いていただくということ。

引き続きまして、次は寺原委員、お願いできますか。

○寺原委員 寺原です。

JICAさんに質問があります。2ページ目、3ページ目あたりですが、今回のこの案件は海外投融資ということですが、これまで助言委員会でありましたブラジルのパルプ工場とは随分ちょっと枠組みが違うのかなという感じがしています。というのは、EGATのPTTもタイの公社ですよね。こういう発電のEGATは特にこれまで円借款のお客さんだったわけです。今回このEGATの子会社、ラチャブリーのRATCHもEGATの子会社のような形なんですけれども、これは政府保証がなく、円借款ではなくて、今回の海外投融資でやるということです。タイはこういうインフラのセクターにいろんな公社があって、円借款の重要なクライアントだったわけです。今回もパブリックカンパニーですよ。RATCHとGulf Energyは両方とも公社になっていて、これが円借款の対象にはならなくて海外投融資の対象になって政府保証がつかないというのは、どういう違いがあるのか。つまりEGATもRATCHも公社で、パブリックカンパニーですね。タイのパブリックカンパニーは幅が広いですが、なぜEGATは円借款の対象になって、今回のRATCH Groupは海外投融資のIPPになっているのかという質問が一つ。

3ページ目のところで、事業スコープの中で関連設備があって、ガスパイプラインとか送電線のアップグレードなどがありますが、これも全部本事業の対象になるという理解でよろしいでしょうかということです。

以上2点がコメントと質問であります。

あと、1ページ目ですけれども、日付は2021年でお願いします。最初の2点だけお願いします。

○林副委員長 ありがとうございます。それでは、JICAのほうからご回答をお願いします。

○多田 ご指摘ありがとうございます。

1点目の政府保証と円借款との関係につきましては、これについてはもうタイ政府が政府保証を出すか出さないかということにかかってきます。もし仮にこの事業に対してタイ政府が政府保証を出すということであれば、これは円借款のような政府の事業になったと思いますが、タイ政府は

今回の借入人である民間企業であり、民間企業に一部政府の出資金は入っていますが、民間会社としてやっている人たちに対して政府保証を出さないということです。今回はこれがそのような経緯で民間事業となっております。

事業の対象につきましては、ガスパイプラインや水については本事業の対象の一部となると考えておりますが、一方で送電線につきましては、本事業だけの送電線なのか、あるいはよりもっと一般的な送電線なのかというところはちょっと確認が必要だと思っておりますが、これについても確認の結果、本事業だということになれば対象に含めていきたいと思っております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。寺原委員、よろしいでしょうか。

○寺原委員 わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○林副委員長 では、引き続きまして、奥村委員、お願いできますか。

○奥村委員 奥村です。

今後のスケジュールに関してご質問なんですけれども、これ既に終了したEIAに基づいてJICAさんのほうで3月に審査をする。恐らくデスクトップで審査をするということだと思うんですけれども、ここで何か不足点が生じてJICAさんの追加確認事項が出たときに、JICAさんのほうで独自にEIAを実施するということはあるんでしょうか。

○林副委員長 JICAさんのほうから回答をお願いできますか。

○多田 ありがとうございます。もし審査の結果、ADB、借入人等と審査するわけなんですけれども、それを含めてEIAに不足点があるということになりますれば、借入人やほかのレンダーとも調整のうえで必要な調査というのを行っていく予定となります。

以上です。

○奥村委員 ありがとうございます。

○林副委員長 では、引き続きまして、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 田辺です。

海外投融資の指針の文書の中で、海外投融資の対象案件としては先導性というのが求められていて、その先導性の説明としては融資実績が同様の案件で民間融資実績がない場合もしくはそういう実績があったとしても、既存の民間金融等では対応できない場合ということで、かつ開発効果が高い案件というのがこの海外投融資の指針だというふうに理解しているんですが、今回の場合はなぜ民間の資金がつかないかという説明が今のADBが募集したからというだけでは十分でないというふうに理解してしまっていて、既にタイでは多数のガス火力の案件が民間事業で行われている中で、この案件がいかに先導的なのかという説明というのは不十分で、かつ先ほどあったように需要予測の甘さというの也非常に見え隠れしている中で、民間銀行がなぜ集まらないのかというのをきちんと分析する必要があるんじゃないかと思われそうですが、いかがでしょうか。

○林副委員長 JICAのほうからご回答をお願いできますでしょうか。

○多田 ご指摘ありがとうございます。民間金融機関が集まらない理由というのでも民間金融機関へのヒアリング等を通じて、今後確認してまいります。そのようなところも踏まえて海外投融資としての取り上げにふさわしい案件かどうかというのは、最終的にはJICAのほうでしっかり議論して検

討してまいりたいと思っております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。田辺委員、よろしいでしょうか。

○田辺委員 大丈夫です。

○林副委員長 では、山崎委員、お願いできますでしょうか。

○山崎委員 山崎です。

私のほうから質問を一つとコメントを一つさせていただきます。質問のほうは、発電所を建設するといった場合に、通常例えば高圧送電線に1番近いところであるとか、あるいは取水口である河川に近いところ、あるいは燃料パイプラインへのアクセスがいいところ、そういったことを優先して立地を決めていくと思うんですけども、本件はいずれもちょっと距離があるような気がしていて、この立地を選定した際の何か背景というのをご存じであれば教えてほしいなというのが一つです。

もしかしたらこれはもう利用しないとはいえ、既存のインフラがあるということが一つの理由になっているのかなというふうには想像したんですけども、何かご存じであれば教えてほしいというところが質問と、あともう1点、先ほど来、民間資金が集まらないというような話があって、一応民間金融機関から参加しておりますのでコメントさせていただきますけれども、例えばでいうと、我々の環境社会ポリシーフレームワークの中でこのガス火力発電に対するいわゆるポリシーというのは現時点で持っておりませんので、何か例えば座礁資産化を懸念して案件ができないとか、そういったことというよりは、そもそもの案件の立てつけであるとか、あるいは信用リスク面の懸念であるとか採算面とか、何か別の理由もあるんじゃないかなというふうに想像しております。これは個別の案件で私も直接携わっているわけではないので、正確な情報ではないかもしれませんが、一応座礁資産化の懸念があるからそうなんじゃないかというコメントがあったので、我々民間金融機関としてコメントさせていただきます。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、JICAのほうからご回答をお願いできますか。

○多田 ありがとうございます。ご指摘につきましては、立地につきましては、一つには送電線については既存の送電線があって、今回はそれをアップグレードすることで線をさらに張り替える必要があるんですけども、鉄塔その他の設備はこのまま活用できるということが一つの用地選定のうえでの考慮された事項、また、土地というのも決して手広くあるわけではございませんので、その土地というのが既存の今回操業停止した横のほうに十分な土地があったということで、ガスパイプラインも10キロとはいえ、これを遠いとするか近いとするかというのはございますが、タイの事業者の方々からすれば許容範囲内だと考えたというふうに認識しております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。山崎委員、いかがですか。よろしいでしょうか。

○山崎委員 結構です。どうもありがとうございました。

○林副委員長 ありがとうございます。

木口委員、ご発言があるということですね。お願いします。

○木口委員 ありがとうございます。

山崎委員、ありがとうございます。私は座礁資産のことを上げたので、参考になりました。ありがとうございます。また、コメントなのですが、背景のところに石炭火力に代わり再エネの導入を進める方針とありますけれども、その再エネの調整可能電源としてのガス火力発電が必要というご説明なのですが、これは先ほど申し上げたようにタイは6割がガスなので、既にもう十分なガス火力があるということで、将来的にリプレイスしていくというご説明でしたけれども、この背景に今書いてあるご説明ではちょっと納得のいかないところですので、もう少し電力需要等をきちんと調べた資料がワーキンググループに出てくるようにお願いいたします。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。JICAのほうから何かありますか。

○多田 いいえ、ございません。ご指摘ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

その他、何かご質問等あれば挙手をお願いできますか。

では、作本委員、お願いします。

○作本委員 すみません。今のお話を木口さんから聞いていたんですけれども、やはり直前のJICAさんのお答えでは、送電線は既存のものを使うかどうか不明であるというようなことをおっしゃっていたばかりなのに、今度は用地選定された理由の中で送電線、パイプラインは既存のものを活用できるからじゃないかというふうな、ある意味ではかなり食い違ったような発言をJICAさんのほうから出されているので、やはりワーキンググループにはもう既にアセスの報告書は出来上がっているわけですから、明確な対応で臨んでいただきたいという希望です。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。ワーキングのほうで資料が出てくるとしますので、そこに適切にわかるように書いてあるとよろしいかと思います。

その他、JICAのほうから何かありますか、ご回答。

○多田 ご指摘ありがとうございます。誤解を与えたとすれば大変失礼しました。私が申し上げたのは、本事業の一体不可分という観点から送電線が本事業の範囲に入ってくるかどうかというのは、この送電線がほかの事業者さんとかほかの用途に使われているということによってくるので、それは今後確認しますということを申し上げました。ただ、本事業のガス火力発電所がこの送電線を使うということについては、その予定でございます。混乱させてしまったようであれば失礼しました。

以上です。

○作本委員 作本です。ありがとうございます。わかりました。

○林副委員長 ありがとうございます。

その他ご質問等ありますでしょうか。

ないようですので、ワーキング、開催日は未定ということですが、資料を出していただいて議論していただくということで、本議題は終了したいと思います。

引き続きまして、議事次第4番目、ワーキンググループ会合報告及び助言文書確定ということで、バングラデシュ国マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（フェーズ2）のスコーピング案ということで……

○小島 副委員長、すみません、JICAの小島ですけれども、ちょっとこの後、人の入れ替えと換気

のため5分ほど休憩をいただければと思います。

○林副委員長 では、今からでよろしいですか。

○小島 はい。15時5分再開ということではいかがでしょうか。

○林副委員長 15時5分ですね。では、15時5分に再開ということで休憩に入りたいと思います。

○小島 失礼しました。お願いします。

15:00 休憩

15:05 再開

○林副委員長 15時5分になりました。始めたいと思います。よろしいでしょうか。

○小島 ありがとうございます。本部のJICAの人間も揃っていますので、始めていただいて結構です。お願いします。

○林副委員長 では、引き続き議題4番目のワーキンググループ会合報告及び助言文書確定ということで、バングラデシュ国マタバリ超々臨界圧の案件なんです、鋤柄委員に主査をお願いしております。主査のほうからご説明いただけますでしょうか。

○鋤柄委員 鋤柄です。

それでは、ワーキンググループの結果につきましてご報告申し上げます。

まず、開催の概要ですが、ワーキンググループは先月11日にオンラインで実施しました。参加された委員は、石田委員、田辺委員、山岡委員、山崎委員、それに私、鋤柄の5委員です。

本件は11月の全体会合で概要のご説明がありましたバングラデシュのコックスバザール県のマタバリ地区に超々臨界圧の石炭火力発電所を建設するという事業です。本事業はフェーズ2で既にフェーズ1のほうは建設に入っております。フェーズ1で1号機と2号機、フェーズ2で3号機と4号機を建設することになっています。フェーズ1のほうには燃料炭を搬入する港湾施設、そういうものが含まれているという内容です。出力が発電機1機について600MW、フェーズ1で1、2号機、フェーズ2で3、4号機、計4機を建設するという事業です。先ほど申し上げましたとおりフェーズ1についてはもう工事に入っているという案件です。

まず論点のほうから先に申し上げたほうがよろしいかと思います。資料の論点のほうをご覧くださいいただけますでしょうか。

本件は石炭火力ということですので、温暖化効果ガスの排出というのが相当大的な問題です。資料にも書いてあります通り7月のインフラ海外展開に関する新戦略の骨子（これは先月議論の結果、この骨子が取れたんでしょうか）、そのような日本政府の戦略あるいはバングラデシュのパリ協定に基づくNDCとの関係、あるいは世界的に化石燃料、特に石炭火力に対する考え方が変わってきている、という関心がワーキング会合の中心でした。それについて相当な議論がありました。その部分が論点に紹介されています。

戻っていただきまして、論点に挙げられた点を中心に全部で百十いくつかのコメントと質問が回答表のほうに整理されておりますが、それらを議論した結果、2ページ目と3ページ目にありますような16項目の助言案にまとめられました。その各々についてご報告申し上げます。

全体事項の件です。こちらの部分は大きく分けて二つ、助言案の1から3は本事業のCO₂排出目標等に関する部分についてです。順番に参ります。

助言案の1、こちらにつきましては、本事業とバングラデシュのNDCとの整合性、これとの関係

についてしっかりと比較を行っていただきたいという内容です。

2番目、これにはかなり包括的なもので、日本及びバングラデシュ両国の政策あるいは現状の技術段階、石炭火力を取り巻く国際的な動向、そういったようなものを考えたうえでバングラデシュのエネルギー需要の推移や予測あるいは温暖化への対応等々について本事業の必要性を述べるに当たって、可能な限り定量的に示していただきたいという中身です。

3番目につきましては、助言案2で触れた中の特に将来の需給状況については、これはしっかり定量的に把握して、その結果を報告していただきたいというものです。

4番目、これは現在進行中のフェーズ1事業との関係です。既にフェーズ1の実施に当たってモニタリングを実施しているわけですが、そこでの結果と新たにフェーズ2に関してのベースラインを取っていく、その関係をしっかりと整理していただきたいという中身です。

続きまして、代替案の検討の項目です。

代替案の検討に関しまして二つ助言案がございまして、5番目、代替案の検討に当たっては経済性の比較も行うということですが、それについてはしっかりと定量的にやっていただきたいというものです。

6番目、累積的影響について。これはマタバリ地区には既にフェーズ1を含めて複数の発電所の建設が実施されているわけですが、その全体的な累積的な影響についてもしっかりと検討していただきたいというものです。

スコーピングマトリクスについては1項目です。7番は、発電所が供用された場合にはもちろん燃料炭が必要になりますが、その燃料の調達先が適切な環境配慮を行っているかどうかという点になるべく選定の際には確認していただくように、実施機関に提言していただきたいというものです。

その次に環境配慮について3項目あります。8番につきましては、モニタリングに関してなるべく地域の住民と情報が共有できるように、ある程度参加型といいますか、そういったような環境のモニタリングを実施していただけるよう相手国に提案していただきたいというものです。

9番目と10番目です。これは現在フェーズ1の工事に関しましてコヘリア川及びマタバリ村の村内で悪影響が出ているという情報があるので、それについて現状の把握と適切な対策を取っていただきたいというものです。

社会配慮につきまして3項目です。

11番目につきましては、特に零細漁民等々、弱者と言われる方々への影響についてなるべく広く（例えば村長だけではなく、より広く）情報源を探して具体的な情報を取って検討していただきたいという内容です。

12番目、こちらフェーズ1と関係いたしますけれども、住民移転後の補償も含めた移転後の状況について、どのように進んだのかということについて調べていただきたいというものです。

13番目、こちらフェーズ1の進行に伴うものですが、生計回復のための職業訓練受講者のその後の就業状況について調べていただきたいというものです。

そして、ステークホルダー協議・情報公開について3項目あります。

14番目、これはやや11番とも関連しますが、一部の有力者の意見だけではなく、その他の方々の意見というようなものも広く収集して事業の進行に反映させていただきたいというものです。

15番目、冒頭申し上げましたとおり石炭火力ということもあり、バングラデシュ市民全体の関心

も高いので、幅広くNGO等を含めて参加できるようなステークホルダー協議を開催していただきたい、そのためにはダッカで開催することも必要だという助言です。

16番目、これは情報公開に関するものです。今日のこの後の話題にもありますけれども、モニタリング結果の公開をなるべくしていただけるように、公開できない場合には、どのような理由なのか、それについても確認していただきたいという内容です。

この16項目の助言案をまとめました。このうち15番につきましては、ダッカでのステークホルダー協議の開催ということはJICAのほうから難しいというお話がありまして、ワーキングの段階では確定できませんでした。なので、申しわけないのですが、全体会合でもう1度議論していただいて確定できればというふうに考えています。

私のほうからは簡単ですが、ワーキングに参加された委員の方々からの補足があればぜひお願いいたしたいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、ワーキングに参加された方からの補足ということで、田辺委員ですか、何かあればお願いします。

○田辺委員 主査、ご説明ありがとうございます。

15の点なんですが、ワーキングで確定できなかったということではなくて、私の理解ではワーキングで確定したが、JICAとは合意はできていないという認識なんですが、ちょっとその点だけ認識の確認をさせていただければ幸いです。

○鋤柄委員 すみません。ワーキングで助言案は作成して、その案について委員のほうではこうしたい、JICAのほうではそれは難しいという認識のずれのまま全体会合に至っているということですね。

○田辺委員 ありがとうございます。そういう理解です。

○鋤柄委員 失礼しました。言葉が足りませんでした。

○林副委員長 ありがとうございます。

その他のご参加のワーキングの委員の方には何か補足ありますでしょうか。

そしたら、JICA側のほうから補足的なものがありますでしょうか。

○小島 ちょっと接続を確認しますので、お待ちください。

○林副委員長 接続不良ということのようです。ちょっとお待ちください。

○高橋 JICA南アジア部南アジア四課の高橋と申します。よろしく願いいたします。

助言の15に関し、改めてJICAの考えをお伝えさせていただければと思います。

先ほど鋤柄主査から、できないとご紹介いただいたところではありますが、改めてJICAの考えをお伝えしていただきたいと思います。すなわち、ガイドラインを踏まえると、JICAとしてはステークホルダー協議は現地におけるステークホルダー協議への参加という形で、参加者の意見を事業決定に十分反映させることを実施すべきと考えております。かかる観点から、やはりステークホルダー協議は現地で開催とすべきであると考えており、その方法についてはプロジェクトオーナーである事業実施機関の理解を得ることも必要になってくようと考えております。そういった観点でダッカでの開催というのが必ずしも合理的な理由が立たないというのが我々の考えであり、かかる理

由から反対であるとお伝えさせていただいた次第です。しかし、ここで改めて議論が平行線になるのも生産的でないので、今後の進め方は本日の全体会合での議論を踏まえ、ご相談させていただきたいと思います。私からは以上です。

○林副委員長 ご説明ありがとうございました。

本件、助言案が16個出ておりまして、論点一つということで議論に移りたいと思います。本件についてご意見等ある方は前回と同じように挙手いただければと思いますが、日比委員、お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。ワーキングの委員の皆様方、主査の先生、ご苦労さまでございました。石炭火力ということで論点にも書いていただいていますし、かなり議論が尽くしていただいたんだということが複数の助言において石炭あるいは脱炭素に関わる助言をしていただいているというふうに理解しております。

それを踏まえてなんですが、2点。一つ目は2番の全体の助言の中で事業の背景と必要性というところで、両国の政策あるいは技術段階等々、あるいはエネルギー需給云々というのがあって、その後温暖化への対応への貢献をデータを用いて示して妥当性等々を記載するということであるんですけども、全体的な記述内容自体は理解するんですけども、温暖化への対応への貢献という言葉はプラスの貢献、マイナスの貢献、両方あるかとは思うんですけども、超々臨界といえどもやはりかなりの排出源になるかと思います。かつ排出がロックインされることになることを考えると、温暖化に対してはネガティブなインパクトがあるという前提でこの助言は文章を書いたほうがいいのかと。なので、貢献という単語自体ニュートラルとは思うんですけども、ぱっと読むと何か温暖化対策にプラスに貢献があるようにも読めなくもないので、温暖化への影響とかあるいは排出増への影響というような言葉に置き換えてはいかがでしょうかというのが一つ目です。すみません、もし私が読み間違えていたら申しわけないんですけども、それが1点目。

それから、2点目、15番のところは非常に重要なポイントかと思いました。JICAさんのほうからはやはり地元でということのお話もあって、それ自体も意味のあることだというふうには思います。ただ、こういった環境社会影響が地元だけにとどまらないと、こういう事業の特性を考えると、より幅広いステークホルダーが議論に参加できるような場づくりというのは非常に重要なのではないかと。それがダッカにおいてステークホルダー協議を開くことだけが選択肢なのかどうか、私もそこまでちょっとわからないんですけども、この15番の趣旨ということは非常に重要なポイントを提示していただいていると思いますので、15番は支持したいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、JICAのほうからご回答をお願いしますでしょうか。

ごめんなさい。これはJICAじゃないですね。委員のほう。

○小島 おっしゃるとおりで文言をどうするかについては、委員の間で議論いただければと思います。

○林副委員長 2番目の助言について主査もしくは参加の委員の方から説明いただけますでしょうか。影響というほうがいいんじゃないのかというようなご意見だと思うんですけども。

○鋤柄委員 まずは鋤柄から申し上げます。

日比委員がおっしゃるように改めて見直しますと、「貢献」はプラスの面と、確かにそうも読めます。実はこの助言案検討の前提として、JICAはバングラデシュの電力マスタープラン等々の策定にも協力してきている、そして、各エネルギー、電力分野等のセクターでは、省エネルギーの推進ですとか再生エネルギーの導入等々、そうしたことをマスタープランにも盛り込んでいくという協力もしているというお話がありました。なので、ここで温暖化への対応の貢献というのはもちろん日比委員がおっしゃるようにマイナスの意味でのCO₂の排出もありますけれども、それだけではなくて、申し上げた省エネですとか再生可能エネルギーの開発、そういう分野へも日本政府としては協力をしている、そういう全体像を書き込んで、本事業でCO₂が相当出るけれども、それだけではないんだということもちゃんと書いてほしいという内容でした。ちょっと確かに誤解を招くような表現で、プラスばかりというような印象は出てしまうかもしれませんが、そのところは少々言葉足らずだったのかなとは思っています。ほかの委員からもぜひ補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。そうすると、これは「データを用いて示し」ということはもう少し国全体の話をしていて、そこから先が本事業の話というふうに中身が変わっているという感じの文章という感じなんでしょうか。

○鋤柄委員 その通りです。日本とバングラデシュの政策等々の部分については国全体の話、この助言案でいいますと、「定量的なデータを用いて示し」までが政策ですとか国全体の話といった、背景の部分に相当しており、「本事業の妥当性及び」からが本事業の背景を踏まえたうえでの必要性についての助言ということになります。

○林副委員長 ありがとうございます。

ほかのワーキングの参加の委員の方、何か補足説明ありますでしょうか。

○山岡委員 山岡ですけれども、よろしいでしょうか。

○林副委員長 どうぞ。

○山岡委員 確かにネガティブな影響というのもあるわけですので、ここは温暖化への対応への貢献及び影響というような表現でもいいのではないのでしょうか。あまり実質的な意味はそういうことを入れても変わらないと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。石田委員もこの件に関して何かご発言ですか。

○石田委員 石田ですけれども、聞こえていますか。

○林副委員長 よろしく願います。

○石田委員 主査がおっしゃっていただいた趣旨を踏まえると、「定量的なデータを用いて示し」というのが日本からタイ、バングラデシュという温暖化抑制への全体への貢献だということなので、それがわかる何か単語を入れておいたほうがはっきりするんじゃないかと思うんですね。例えば国際的な動向を踏まえて、将来予測やその後にバングラデシュ国への政策及び技術的な面からの温暖化への対応、長いか、あまりにも長いですね。すみません。そこはちょっと後でももちろん文章はもっと短く的確にさせていただきたいと思いますが、やっぱり主査のお考えを踏まえると、前半はバングラデシュ全体へこのプロジェクトだけじゃなくて、いろいろほかにも協力しているんだと、技術的な協力、それから、政策面での温暖化抑止へ協力しているということがはっきりわかるようにし

ておけばいいんじゃないかというふうに思います。

○林副委員長 ありがとうございます。作本委員は何かこれに関連するご質問か発言でしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。今の石田委員の考え方に賛成なんですが、やはり今日本は海外の石炭火力支援でもって温暖化効果プラスというか、負荷をかけている国だという批判が出ているわけですね。そういうようなときにこの事業の必要性を積極的に言うためには、今の日本の技術が優れているんだと。CO₂を少なくとも減らすほうに、排出を減らすように努力しているんだということを明確に示したような文章でなければやはり通らないのではないかと思います。その意味で今の石田さんから示されたようなこのような温暖化防止への対応、これは文章としてこれでよろしいかと思えますけれども、強調していただくことを期待したいと思います。

あと、「貢献及び影響を」の次の点をやはり削除しないとこれはおかしい、後半とつながりませんので、「影響を」の次の点を削除していただくのはいかがでしょうか。

○林副委員長 ありがとうございます。点を削除するということと……。

○作本委員 そうしますと、「踏まえ」、仮に次を挿入すると、「踏まえて本事業の妥当性へ」という直接つながることになります。先ほど「データを用いて示し」というのは、前半の政策、技術の内容を示すところまでであって、後半は違うんだと先ほど林副委員長のご紹介でもありましたけれども、もし前半と後半でこの文章を分けるならば、この「を」の次の点を削除することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○林副委員長 ほかの方々、文章的なところですけども、これでよろしいですかね。

○石田委員 林副委員長、石田ですけども、よろしいでしょうか。

○林副委員長 お願いします。

○石田委員 作本委員が明確におっしゃっていただいたように「温暖化防止への」がいいと思います。「温暖化」の後に「防止」または「抑制」、「防止」のほうがよりメッセージとして伝わります。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。こんな感じなんですかね。

○石田委員 「防止への」の「へ」は抜かれたほうがいいんじゃないでしょうかね。

○林副委員長 「防止対応」ですか。「防止の対応」ということですか。「への」の「へ」をのけるということは、「温暖化防止対応への貢献」ということですかね。

○石田委員 はい。そうです。そのほうがよりすっきりするように思います。

以上です。

○阿部委員 阿部です。事業の背景と必要性を述べる箇所、事業実施に伴う懸念や課題を指摘するのは文脈的に違和感があります。必要性を述べる際、懸念や課題を指摘することは文章として不自然です。事業の検討およびその実施に関わる懸念や課題は、重要な事項ですので、むしろ明確に項目を分けて記述してはどうでしょうか。以上、コメントです。

○林副委員長 ほかの方、何かご発言ありますでしょうか。

島委員、お願いできますか。本件に関連するものですか。それとも別の案件でしょうか。島委員、本件に関連するご提案ですか。聞こえていますでしょうか。聞こえていますか。

島委員の音声が出ていないようですが。

○島委員　こちらは聞こえますでしょうか。

○林副委員長　聞こえます。お願いします。

○島委員　マイクが不具合みたいです。

15番の助言に対しての意見というかコメントですけれども。

○林副委員長　ちょっとお待ちいただいていたいいですか。今の文章を少し、これで一応もう1回読み直していただいて意味が通るか及びJICAさんのほうも何かあれば意見を言っていたいただければと思いますけれども、これでよろしいでしょうか、この修正で。

どうぞ。

○鋤柄委員　今の話を聞いていて、文章として今エネルギー需給の推移、将来予測やバングラデシュ国への政策面となっていますが、「バングラデシュ国の」という部分をエネルギー需給の前に持ってきたほうが先ほど石田委員がおっしゃったような、この部分はバングラデシュ全体に対する話だということがよりはっきりするのではないかと思います。要するに両国の政策や技術段階に加えてパリ協定ができたというような国際的動向があって、それらを踏まえたうえでのバングラデシュのエネルギー需給のこれまでの推移と将来予測、そして、温暖化防止への貢献と影響、それらを全体的にできる限り定量的に示した上で、作本委員がおっしゃっておられたように本事業の妥当性を持ってくるといいうほうがわかりやすいかなと思いました。

○林副委員長　ありがとうございました。ちょっと私読んでみて、本事業の背景と必要性についてというところが、ここはこのところに何かこういう文章を入れたほうがいいという助言なんですかね。そうすると、「本事業について」とすると、何かちょっと文章のつながりが何となく悪いような感じがしないでもないんですが、ここは両方のところに要するに「データを用いて示し」までと「事業をDFRに記載すること」という両方にかかっているということなんでしょうか。

○鋤柄委員　これもワーキングのときには何か暗黙になってしまいました。その時いただいた資料では（恐らくドラフトレポートでもそうだと思います）、括弧でくくってある「事業の背景と必要性」というのは一つの章のタイトルといいますか、項目立ての表題です。従いまして、そこに書くべきこととしてという内容の助言になっています。今の林副委員長の疑問の答えになっていますでしょうか。

○林副委員長　わかりました。では、両方にかかっているということなんですね。この中に書くことということなんですね。ちょっと何かあれですけれども、意味は通らないことはないと思いますけれども。

ほかにこの件については何かご意見ありますか。特にまた後で戻ってきていただいても結構ですけれども、JICAのほうとかもよろしいでしょうか。

○高橋　異存ございません。

○林副委員長　では、島委員、すみませんでした。ご発言をお願いできますか。

○島委員　聞こえますでしょうか。

○林副委員長　大丈夫です。

○島委員　15番に関して議論の種という形でちょっとコメントしたいなと思うんですけれども、バングラデシュの市民社会に懸念を持たれているということなんです、持たれている懸念としては二つあると思っていて、一つが気候変動、もう一つが地域住民等への社会影響かと思っていて、

どちらも重要な話ではあって、どちらもそういう第3者の人たちの意見を聴いていくというのは必要だと思っているんですが、最初の気候変動に関しては一つのプロジェクト単体でのステークホルダー協議で解決し得る問題なのかどうかというのをちょっと意見として呈したいなと思ってまして、プロジェクト単体じゃなくても国レベルとかそういったところで議論すべき問題じゃないかというのの一つです。

もう一つは市民社会のところで、こちらも私は非常に重要だと思っていますが、こっちは逆にステークホルダー協議をして意見だけ聴いて終わっていいのかというのは思ってまして、直感的にはバングラデシュの社会配慮の実施レベルなんかがどうなんだろうと非常に気になるころではあるので、例えばさらにもう1歩進めてそういう地域の事業も参加した世界影響を軽減する取り組み、コラボレーションするような取り組みを作るとか、そういったところまで進めることはできないのかといったところをちょっと2点論点として出させていただきます。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

ほかに。山岡委員、お願いできますか。

○山岡委員 島委員のご指摘、最初の二つの視点というのは私もそういうふうに思っております。私のほうはどちらかというと15、16番というのは地球温暖化に対して情報公開が必要であるのではないかとここでここに名前を入れさせてもらっています。いろいろ議論はしたわけですが、なかなか具体的にどこまでどのような場所でステークホルダー協議を開催したらいいのかというところまでは、なかなか難しい問題ではないかなというふうな印象を持っています。そういう意味で15番については、関心あるNGOが参加できるステークホルダー協議を開催することということで、これは地元住民だけではなくて、幅広く今後いろんな場所あるいは地球環境に関心のあるNGOやNPOも含めて協議を開催する必要があるのではないのかなという含みがこの文章の中にあるというふうに理解しております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

順番がわからなくなってきましたけれども、錦澤委員かな、次は。本件に関係しているものでしょうか。

○錦澤委員 関係しているんですけれども、田辺委員のほうが先だったかと思うんですけれども。

○林副委員長 では、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 すみません、ありがとうございます。

15番でここにはダッカというふうに書かせていただいているんですが、当然ながらこのマタバリ地域周辺でのステークホルダー協議というのはJICAのほうで計画されていることなので、ここではそれに加えてダッカという趣旨なので、当然ながら現地の地元での人々の参加というのはもちろん計画されているという前提で、ここで提案させていただいているというのが1点と、それから、ガイドライン上は本来地球温暖化の影響ということであればもう少しグローバルに開いたほうがいいんですが、ガイドライン上、このステークホルダー協議の対象として現地NGO、住民というふうになっていて、現地NGOというのはバングラデシュに籍を置いているNGOというふうな定義がされているので、ガイドライン上の要件を考慮してここではこのような形で提案させていただいたとい

う経緯があります。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、錦澤委員、お願いできますか。

○錦澤委員 今の田辺委員の説明で理解が少し進んだんですけども、ちょっと確認しておきたかったのは、通常のアセスのプロセスですと、いわゆるステークホルダーエンゲージメント、ステークホルダー協議をやるというときに現地の住民にだけ例えば声をかけて、ここで話を聞くとかというふうなことだけではなくて、基本的にはオープンにして例えば関心のあるNGOがいたらその場に参加して意見を聴くというふうなことができるのが普通の考え方で、そういうふうに通常はなっていると思うんですけども、この事例では何かそういう特定の現地の住民だけに対してこういったステークホルダー協議がやられていて、関心のあるNGOが協議に参加できる機会がなかったということなのか、それともダッカでそういう関心のあるNGOがいて、そこでもやったほうがいいということなのか、ちょっとその点確認したかったんですけども、これはワーキングの委員の方かJICAかわかる方でもいいと思うんですけども。

○林副委員長 ありがとうございます。そうですね、ワーキングの方ですかね。私も「ダッカにおいて」とカンマがあるので、ダッカにおいてなのか、それともダッカにおいて関心のあるNGOなのかというのはちょっとどちらなのかなと思ったのはあります。ちょっとワーキングに参加された方で補足いただけますか。

○田辺委員 田辺です。よろしいでしょうか。

○林副委員長 お願いします。

○田辺委員 先日JICAの事務局のほうからレターを委員の皆様を送付させていただいたのが一つの例だというふうにご理解いただきたいんですが、そのレターの中では、ダッカのNGOがダッカでも開催してほしいということで要請をされていて、このレターに限らず我々はバングラデシュのNGO等、複数のNGOと意見交換する中でこのような要望というのはいただいているということです。

また、マタバリの村で開催するステークホルダー協議にNGOが希望していたけれども参加できなかったという経緯はないというふうに理解しておりまして、JICAの説明の中でもダッカのNGOの方にマタバリのほうで開催するステークホルダー協議に出席することは可能だというような趣旨でワーキング当日の説明はあったというふうに理解しています。

○林副委員長 ありがとうございます。

長谷川委員もこの件でしょうか。それとも別の案件になりますでしょうか。長谷川委員、ちょっと聞こえていないですね。

○長谷川委員 長谷川ですけども、聞こえますか。

○林副委員長 聞こえていますか。

○長谷川委員 聞こえましたか。すみません。

ここまで何人の方が直前に話してくれたそれとほぼ同じなんですけれども、助言の15番です。これはJICAさんが反対する理由としては、NGOさんが入ることについてなのか、あるいはダッカというその土地であることについて反対なのかということで、これはここまでコメントしてくれた

方々も同じことをおっしゃっておったんですけれども、先ほどレターがJICAさんから我々委員のほうにも共有させてもらったということがあって、そこであの手紙を送ってこられたNGOさんだけの話かもしれませんが、話し合いの少し機会をいただきたいというふうなリクエストがその中にあったと思うんですね。そういった機会をもう既に持たれて、そちらには一つ一つ対応しているよというふうなことがあればNGOさんは改めてということがなくてもいいのかもしれませんが、そういう個別対応はなくて、どこかでそういった対応をするということであれば、場所は特にダッカに限らずにやはりNGOの方々も含めながらステークホルダーミーティングを行うというような15番の書きぶりにしてはどうかというふうに思います。

ちょっと重複した内容でした。よろしくお願いします。

○林副委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見が出ている掛川委員、織田委員、作本委員はこの15番に関係するものでしょうか。もし15番に関係するようであれば今ご発言いただいたほうが。

○作本委員 作本です。15番の関連で……。

○林副委員長 すみません。掛川委員は関係しておりますでしょうか。

○掛川委員 関係しています。

○林副委員長 では、ちょっとお願いします。

○掛川委員 すみません。お先に失礼します。掛川です。

私もここの15の点で、まさに地元住民プラスやはり関心あるNGOもしくは関係者が広くきちんと協議できる場が必要ですし、それを一つずつ、やはり丁寧に対話を続けていく必要があると思っています。ですので、例えば具体的に最後は「ステークホルダー協議を開催すること」で終わっていますが、恐らく意図としては例えばですけども、「。。。開催し、広くコンセンサスを築くよう努めること」とか、もしくは「開催し、十分な意見交換する場を持つよう努めること」とかどちらか。結果的には十分な意見交換ができていないやに、色々情報を聞くと取れますので、やはりそこまで言って、そういった場を持つていくことが大事だと思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

織田委員、作本委員も本件に関係している話でしょうか。

○織田委員 織田ですけども、同じ今の15番に関係することなんですが。

○林副委員長 では、お願いします。

○織田委員 といっても今までお話になった方と意見はそんなに変わらないんですけども、ガイドラインでもステークホルダーとは合理的な範囲内でできるだけ幅広く話し合うこととなっておりますので、やはり多くの方が参加できるような機会を設けるのは大事ではないかと思っています。

それから、ダッカだけではなく、オンラインを使ってどこかに書かれていましたね。幅広い方が参加できるようにするということはもう当たり前のことではないかと思っているんですけども、一応以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。オンラインの話は確か回答表か何かに書いてありましたかね、確か。

○織田委員 そうですね。回答の中で「オンライン等による発信手段を持つ関係者については」と

いうことになっていますが、オンラインだけというのはやはり参加者が限られると思いますので、コックスバザールじゃなくてダッカでも、それから、オンラインでもということで多様な方々の意見を出せる機会を作ることは非常に大事だと思っております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

作本委員も15番に関係する話でしょうか。

○作本委員 そうです。

○林副委員長 では、ちょっと声が小さいみたいなんですけれども、お願いします。

○作本委員 今、長谷川委員あるいは織田委員からも出された内容と重なるのでありますけれども、何もここでダッカにおいて、もちろん大都市でこういうステークホルダー協議をやっていただくのは1番好ましいとは思うんですけれども、これまでバングラデシュはモニタリング結果の公表だとかいろんなところでやっぱり非民主的な側面が際立つ国なのではないかと思われれます。その意味で事業実施地以外のダッカでこのようなステークホルダーミーティングを改めて別途行うというのは、恐らく事務的にかなり出費を伴うことですから難しいのではないかと思うんですね。

既にもうステークホルダーミーティングを終わらせているのかどうかわかりませんが、再度実施するようにと。その場所は事業地であれ問わないけれども、再度実施するようには。その場合には先ほどおっしゃられているようなNGOの参加等を広く認める形で、直接の利害関係者以外の人たちも含めた形でステークホルダーミーティングを実施するというような形というか表現、方向に持っていけないものでしょうか。ダッカにおいてということで指定されると、今度はいろんな別の問題が出てくるのではないかというふうに思います。

以上です。

○林副委員長 作本委員、ありがとうございます。具体的にはどういう感じのご提案になりますか。

○作本委員 すみません、作本の考え方では「ダッカにおいて」というのを取る。

○林副委員長 そこだけ取るということですか。

○作本委員 もう既に行っている場合には、ここはわかりませんが、再度実施するということで必ず実施していただくと。協議がもう済んじゃっている場合ですね。そこはまだこれから予定されているならば構いませんけれども、もし将来行わないということでしたら、再実施するというような形で、「再度実施し」ということでまず実施を確保して、その後は広く何とかということで努めることという前半、後半の内容はあったほうがよろしいかと思います。

以上です。

○林副委員長 そうすると、これは「ダッカにおいて」というのを外して、その後はこのままではなくて何か改善するんですか。

○作本委員 すみません。もう既にステークホルダー協議はこれで終わっちゃっているんでしょうか。また今後も実施する予定があるのかどうか。もう完全に終わっているんなら、「再度実施し」ということで繰り返し行うことを場所を問わずお願いして、さらにその場合には今の後半のようなNGOの参加が入っていますから、こういう形でも再度開催し、再度実施というようなことでお願いできれば調和が保てるんじゃないかと思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、田辺委員、15番の関係ですかね。

○田辺委員 そうです。

まずコンサルテーションの会合ですが、JICAによれば2月に予定しているというふうに聞いておりますので、これからということになります。当然ながらマタバリの現地で行うということは計画しておりますので、この助言はマタバリに加えてダッカで行うということを提案しているものですので、ダッカにおいてというのは、この15番の必須事項というか、ここがないとあまりこの助言は意味のないものになるというふうに理解しておりますので、キープさせていただきたいと。

ダッカを提案している理由としては、バングラデシュにおいて経済、政治の中心であり、関心のある少なくとも私どもがコミュニケーションしている多くのNGOがここに事務所を置いているということからこれを提案しております。あと、ネットという意見もありましたが、それもワーキングのほうでは議論しましたが、不特定多数が参加するので難しいということをJICA側としてはあったので、オンラインということは除いたということになっています。

それから、ご提案いただいた「広くコンセンサスを築くよう努めること／」ですが、この前の「広くコンセンサスを築くよう努めること」であれば私は良いと思いますが、ちょっと後半部分は場を確保することに努めるというふうに、開催をこちら側としては要望しているので、ここを努力にしてしまうと趣旨としては弱まってしまうので、前半部分であれば良いかなというふうに思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

次は山岡委員ですかね。山岡委員も本件に関連するものでしょうか。

○山岡委員 そうです。よろしいでしょうか。

これまでの議論を補足するような形なんですけど、もともとJICA側の計画では今年の2月と9月にステークホルダー協議を現地のマタバリで開催するというようになっています。その中でいろいろ具体的なステークホルダーの名前が載っていたんですけども、地球環境に関心のある第三者機関のNPOとかNGOはどうも含まれていないというふうに思われたので、私はこのような助言をさせていただいているわけです。

そのときJICAのご回答の中では、そういう関心のあるNGOの方にはステークホルダー協議に直接参加してもらうか、あるいはオンライン等による参加をしてもらうということで実施機関に連絡してもらうのが適切であるというような回答をいただいているので、ある程度幅広くステークホルダー協議ができるのではないかとこのように理解をしております。そういう意味で、私の立場からダッカにどこまでこだわるのかということに対しては特に意見はございません。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。本文をこう修正したいというご意見は特にないということですか。取り扱っただけということですね。

○山岡委員 本文については特に修正意見はございません。

○林副委員長 ありがとうございます。織田委員、お願いします。

○織田委員 「ダッカにおいて」というのを「ダッカ等において」とすればマタバリでも行われるし、ダッカでも行われるということがはっきりするんじゃないでしょうかという提案です。

○林副委員長 では、「ダッカ等において」というふうに「等」を入れたいということですね。

作本委員も15に関連するものでしょうか。

○作本委員 すみません、ダッカの件でこだわった作本ですけれども、もしダッカでどうしても開催する私必要性はわかります。人が集まりやすいということがありますので、やはりその理由を「踏まえ」の後に若干補足したほうがダッカで開く必要性、いわゆる例外的に開く必要性というのが明確に伝わるのではないかと思います。その意味では、「等」を入れる入れないは、ちょっと私は要らないのではないかと思います。例えば「持たれていることを踏まえ、本件事業の性格を鑑みて、より広い意見を仰ぐ必要性から、ダッカにおいて」とやれば、中心のダッカでNGO等に集まっていたという趣旨が伝わるのではないかと。

それとあと、JICAさんにとってこれが例外的な措置であると。どこの国でも事業地以外でこういうステークホルダーミーティングを持てといたらJICAさんは大変なことになってしまいますので、今回はこのマタバリの事業が大きくて、影響も大きいからと、そういう背景を理解してもらえるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○林副委員長 ありがとうございます。

松本委員お願いします。

○松本委員 今、作本さんが結構細かく言ったことに近くて、ガイドライン上はもともとステークホルダーから話を聞くステークホルダー分析というのが現地ステークホルダー協議の前にあるわけですね。つまり実際それぞれのプロジェクトごとのステークホルダー分析に従ってこの協議の中の参加者が決まっていくわけなので、今細かく作本さんが書かれた、提案されたことは、まさにステークホルダー分析をしたところ、やはりこのダッカのNGOの関心が具体的にあるわけなので、それを踏まえるとその人たちの声を聴くことはガイドライン上重要なことではないかというのが1点。

それから、現地ステークホルダーという意味についてですが、これは英文はローカルステークホルダーになっていますが、ちょっともうかなり昔のことになりますが、このガイドラインの本当に1番最初に作るとき私の理解では、国際的なNGOとかそういうものに対してやはり現地のステークホルダーというようなものを区別したので、このローカルの中にはナショナルという意味もある。すなわち非常にリモートエリアでプロジェクトが進むときに、そのローカル、つまりその場所のNGOというのが必ずしもあるわけではありませんので、このローカルというものは時にナショナルの意味もあるというのが私の理解ですので、従いまして、今言ったことは決してガイドラインから外れることなく、しかも、首都で必ず開かなきゃいけないということを言っているわけではなく、このプロジェクトのステークホルダー分析に基づけばダッカで開催することに妥当性があるということ、それから、最後になりますけれども、マタバリで行うことはガイドライン上書かれているし、JICAがやることですので、わざわざ助言委員会で助言しなくても当然やられることなわけですから、助言委員会の助言の内容を改善しようといったときには、そもそも具体的にはJICAがやるというふうに明確に言っていないものに対して助言をすることに意味があるわけですから、こういう助言をしていくことというのは、とても大事なことだというふうに私は思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。文章に対して何かご意見はありますか。

○松本委員 もし先ほどの細かい、今下線で色が変わっている部分はステークホルダー分析に鑑みて「ダッカにおいて」というふうな書き方も一つあり得るかと思いますが、このくらい具体的なほうが説明しやすいということであればそれでも構いません。基本的にはガイドラインに沿うという意味からいけば、ステークホルダー分析に鑑みてという趣旨だというふうに理解をしています。

○林副委員長 ありがとうございます。

ちょっと皆さんいろいろな方がいっぱいいろいろな意見を言って、いろんなことが書き込まれちゃっている状況になっているんですけども、「ダッカにおいて」というところが少し論点になってはいるんですが、これについてどうでしょうか。何か補足的にご意見等ある方は。「ダッカにおいて」もしくは「ダッカ等において」、もしくは「ダッカ等において」というのを外してしまうかという3つ意見があったと思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○石田委員 石田ですけども、よろしいでしょうか。

○林副委員長 お願いします。

○石田委員 文章の読み取り方だけかもしれないけど、さらに副委員長を混乱させてしまう結果になるのかもしれないけれども、何か最初にダッカありきのように読めるので、そうじゃなくて、より広い意見を仰ぐ必要性から関心あるNGOが参加できるステークホルダー協議の開催をダッカ等を含めてとしたほうがトーンは下がりますけれども、よりよく表しているかなという気はします。でも、それは文章の読み取り方とかなので、特に私はその意見を強く主張する気はありません。

以上です。

○林副委員長 作本委員お願いします。

○作本委員 すみません。今の「等」なんですけど、これを入れてしまうとマタバリでもう1回やればいいじゃないかということになってしまいますので、やはりこの「等」は削除したほうがよろしいかと思います。

○林副委員長 では、田辺委員、お願いできますか。

○田辺委員 私も同じ意見を言う予定でした。ちょっと括弧になっている部分について二つほどあるんですが、1点目のステークホルダー分析というのはJICA側で現在少なくとも多分ステークホルダー分析というものは今のところやられていないというふうに理解しているので、ここで書いてしまうと何かステークホルダー分析は既にしっかりしたものがあるように見えてしまうので、別案ではなく当初の本案件の性格に鑑みということでもいいかなと思います。

後半のほうのダッカを含めてということは、表現上はこれ多分どちらでもいいんですが、ただ、ダッカ以外にニーズが今具体的にこれだけの参加を希望しているNGOがいるという情報を私は持ち合わせていないので、何かダッカ以外の案があるかという、そういったニーズは確認できていないという理解なので、別案ではなく現状案がいいかなというふうには思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

奥村委員お願いします。

○奥村委員 奥村です。

すみません、すごいつまらないですけども、マタバリでもやるのであればダッカにおいても

という「も」をつけておいたほうがいいのかと。「ダッカにおいても」。

○林副委員長 次が石田委員ですか。

○石田委員 田辺委員のご説明でよくわかりました。実際にほかで開催するとなると、ダッカ以外はまだ選択肢にないということであれば、先ほど提案したのはどうぞ外してください。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。ということは、ステークホルダーのところもいいんですね、これで。

○石田委員 副委員長、石田ですけれども、ちょっとよろしいですか。

○林副委員長 よろしくをお願いします。

○石田委員 ガイドラインは今もう1度見ていると、ステークホルダー分析をしたうえでステークホルダー協議を開催するというのはガイドラインの随所に出てくるので、ステークホルダー分析ということは入れておいてもいいんじゃないかなというふうには今ふと思ったんですが、以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。そうですね。何か私もまだやっていないのかもしれないんですけれども、そのほうがいいような気はしないでもないんですけれども、ほかの方はどうでしょう。ご意見ありますか。現状では「本事業に性格に鑑みて」か、もしくは「本事業におけるステークホルダー分析を鑑みて」という感じのどちらか。

掛川委員、お願いできますか。

○掛川委員 「本事業におけるステークホルダー分析に鑑みて」のほうがより明確で、まさにステークホルダー会議をここでやりましょうということなので、そちらの案のほうがよろしいかと思いました。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

作本委員ですかね。

○作本委員 私はこれは併記のほうがよろしいんじゃないかと思います。JICAさんとしては本事業の影響の大きさを鑑みて、そういうほうが使いやすいと思うんですね。別案のほうの「ステークホルダー分析に鑑みて」となると、やはり分析の結果についての理解が主観的にならざるを得ないと。相手国政府がどう考えるか、あるいはホルダー分析で客観的にはこれで決まりましたというものが出されない限りは、この分析だけではちょっと弱いのではないかと思いますので、併記するか、あるいは少し曖昧で広いんですけれども、JICAさんの事務局的な立場からも本事業の性格というちょっと曖昧な言葉をわざと使っていますけれども、このあたりの表現のほうに相手国政府には説明しやすいんじゃないかというふうに思います。併記か両方とも採用するか、あるいは前者だけか、どちらかがありがたいかと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

山岡委員も15番ですかね。お願いします。

○山岡委員 今の皆さんの意見に対してですけれども、私もいろいろ意見を聴いたうえで「本事業におけるステークホルダー分析に鑑みて」という表現のほうがいいような気がします。というのは

ガイドラインに沿っているというのと、実際計画されている2月、9月の現地のステークホルダー協議でも結構具体的にどのようなステークホルダーが参加されるのかというのが計画に上がっていますので、そういう意味では分析された結果に基づいているという解釈ができるというふうに思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

長谷川委員をお願いします。

○長谷川委員 好き嫌いの話になるかもしれませんが、ステークホルダー分析というものをしっかりとやったかどうかという話からしてしまうと、そういうことは多分資料には載っていないようなことだったと思うので、あまりこの言葉を出すよりは最初のほうにある「性格を鑑みて」というニュアンスのほうの方がよろしいかなというふうに私自身は思います。

それから、ダッカにおいてということで私最初に発言したときに、JICAさんがこの15番に反対する理由として、ダッカという場所というものにこだわってしまっているのかという質問をさせていただきました。先ほど作本委員も言ったように、事務的にいろいろと経費がかさんでというふうなこともあってダッカはいかなものかというふうな、そういった理由があるのかどうかということもあると思うんですけれども、例えばNGOさんのほうから現地のミーティングにおいでいただくというふうなことももちろんあり得るんじゃないかなと思います。ダッカがどうして駄目かというあたりに何かJICAさんのほうであるのであれば、その辺もお聞きしたいなと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。この点についてちょっとJICA側のほうから何か補足があればお願いできますか。もしなければあれですけれども。

○高橋 委員の皆様からいろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。ダッカが駄目という理由は特になく、バングラデシュの首都であり交通、経済の中心であるため、ダッカで開催すべしというご提案を受けるのはもっともだろうと思います。一方、参加者が本当にステークホルダーであるのかどうか、事業対象地はマタバリであり、ダッカからはかなり離れているところということもあります。今後のステークホルダー分析でそういったことも鑑みて対応していくということになろうと思います。ただ、ステークホルダー分析は主観性が入るのでという意見も先ほどありましたけれども、そこも含めやはり本事業の性格を鑑みてというほうが良いと考えております。ステークホルダーかどうかわからないけれども、ただ反対する意見の人もいるだろうと思うからです。

なお、少し議論が外れてしまいましたが、田辺委員からご紹介のあったBAPAからのレターにおいては、ダッカでステークホルダー協議を開催しろとは書いておらず、マタバリ地域での開催とオンラインで英語により国際的なパートナーとのコンサルテーションミーティングを開催して欲しいという記載振りになっております。念のためご報告させていただきます。

また、山岡委員からもご紹介がありましたが、ワーキンググループ会合において、JICAからはBAPAのように本案件に関心がありステークホルダーであるのご連絡を頂くような団体がある場合は、個別に連絡を取って面談させていただくということもありなのではないかと提案させて頂きました。しかし、それに対し一部の委員よりあくまでステークホルダー協議に参加することに意義があるという説明もあったので、今回こうした議論になっているものと理解しております。結果とし

て、助言15のワーディングはこのようになっているものと認識しております。

以上でございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

今少し論点になっているのは、「最初の性格を鑑みて」もしくはステークホルダー分析を鑑みて」というようなところが一つあると思います。その点についてはどうでしょう。主査もしくはワーキング参加のメンバーの方から何か、さっきからいっぱい出ているとは思いますが、主査から何かご提案とかご意見ありますか。

○鋤柄委員 今の高橋課長のご説明ではステークホルダー分析をこれからやるというお話でした。とすると助言が確定すれば今日の日付になります。その前後関係からすると、「本事業の性格に鑑みて」だけのほうが（単に進行上の整合性ですが）、いいような気がします。あまり確とした根拠ではないですが、以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

そういうことでは、ステークホルダー分析よりも性格のほうがということですかね。ほかの委員の方、どうでしょう。ちょっと一応ステークホルダー分析をご支持の方も何名かおられたので、いかがでしょうか。よろしいですかね。

ワーキングの委員の方もよろしいですか。「本事業の性格を鑑みて」のほうがというご提案なんですが、それについて何かありますでしょうか。

○石田委員 石田ですけれども、よろしいでしょうか。

それで、本事業の性格というのとステークホルダー分析をしたことで出てきたというのは全く別個のもの、重ねている部分はあると思いますが、いたく別個のものだというふうに感じるんですね。それで、ワーキングのときにあまり私ここの部分に対しては、もちろん聞いてはいましたけれども、個人的に意見を戦わせたわけじゃないので、それほど深く言う資格はあまりないと思うんですが、ただ、本事業の性格だけだったら本当に伝わるのかなと。本事業の性格という言葉だと、キャラクターでしょう、英語に直すと。キャラクタースティックとか、それすごく多くのものを含んでいると思うんですね。だったら「本事業の性格及び本事業におけるステークホルダー分析から」とかというふうに両方あったほうがメッセージがきちんとシャープに伝わる気はします。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、松本委員、お願いできますか。

○松本委員 ちょっと場所を探していたので時間がかかったんですが、先ほどのJICAの高橋さんのちょっとステークホルダーかどうか分からないというのにやや愕然として、ちょっとおかしいなと思って調べていたんですが、ガイドライン上は「ステークホルダーとは現地ステークホルダーを含んだ協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう」ですので、わざわざこのようなレターを書いた人たちがステークホルダーじゃないかもしれないということを感じる。自体が若干不思議だったので、ちょっとここの確定した場所を今探していたんですが、ですので、とりあえずやっぱりステークホルダー、こういうレターを書いているということはステークホルダーであるという可能性は物凄く高いし、かつインターナショナルNGOということから考えると、やはり現地のNGOであるということにはなるというふうに私は考えています。

そのうえで、分析のほうがこれから分析をするんだということをおっしゃっていたのは、逆にそれそのものが本当にガイドラインに沿っているんだらうかという疑問を持ってしまったんですが、さはされとてそれが現実とするならば、今、石田さんがおっしゃったことに近いんですけれども、「本事業の性格及び関心を持つステークホルダーに鑑み」というような形で分析という言葉を書くと、その分析はどこにあるんだとかちょっと見せてくれというふうになるということであれば、「性格及び関心を持つステークホルダーに鑑みて」という書き方にするのが一つかなと思います。

なお、この議論は確かJICAが最初に反対だというふうにおっしゃったので、この議論が続いているんだと私は理解しています。反対だという理由は、私はこの助言委員会ですので、ガイドラインに則していないというふうにJICA側が取っているというふうに私自身は認識して、ガイドラインに沿った助言の仕方を考えている次第です。それに対してステークホルダーという言葉が入ると、むしろ相手国政府に説明しにくいというところがちょっとまたこれもよくわからなくて、事業の性格によってということとは一体ガイドライン上どこに書いてあるんだらうかということ、それも探してみたんですが、それもちょっとよくわからなかったもので、先ほどの担当部局のJICAの職員のお話を聞いてやや私はコメントの仕方に戸惑いがありました。

いずれにしても、その結論としては今申し上げたように「性格及び関心を持つステークホルダーに鑑みて」と。分析という言葉は取った上で、しかし、これガイドライン上はステークホルダー分析に基づくというところに根拠があるということをJICAがバングラデシュ政府に言えるような形で、私としてはこういう書き方がどうかというふうに思った次第です。

以上です。

○高橋 少し説明補足させていただいてもよろしいでしょうか。

○林副委員長 お願いします。

○高橋 誤解を生んでしまったと思いますが、レターを書いてきた団体についてステークホルダーではないとお話ししたわけではなく、ワーキンググループ会合での議論においては、ダッカで行われる場合もオンラインで行われる場合もステークホルダーではない不特定多数の人が入ってきてしまう可能性を排除し切れないのではないかとということを申し上げたものです。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、山岡委員、何か補足があればお願いします。

○山岡委員 先ほどの松本委員のご説明に賛成するという立場です。従って、修正された表現でいいのではないかとというふうに思っております。ただ、本事業の性格の「性格」の意味が非常に曖昧なので、あえて言う必要もないのかなという気はするんですけれども、やはりこれは現地住民への環境影響といわゆる地球環境と、大きくは二つの視点がありますので、あえて言うとその二つを性格というふうに表現しているのかなというふうには解釈できます。ということで修正案に賛成いたします。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございました。ということは、別案の括弧のところをやめて、今現状書かれている部分というご提案ということですかね。

○山岡委員 そうです。

○林副委員長 わかりました。

では、作本委員、お願いします。

○作本委員 今の山岡委員のご意見に賛成です。ただ、ちょっと本当に細かいところで申しわけないんですけども、「及び」じゃなくて、これは言葉と節というか、そういうものをつなげて「並びに」のほうがよろしいかと思います。「性格並びに」、点を取るということで「並びに」で点を取っていただいて、このにつに鑑みて、やはり先ほどご意見もあったんですけども、「ダッカにおいて」の「も」が私はダッカとそれ以外、追加的な意味でのダッカだと思うんですけども、もし英語に訳されるときにDacca tooというところでやっちゃうと、あるいはeitherとか何か使っちゃいますと、やはり強調は弱くなるので、今回の助言案では「ダッカにおいて」ということで明確に一極集中しているバングラデシュの国ですから、「ダッカにおいて」ということで明確な要求を出してもよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。ちょっとご意見を仰ぎたいと思います。

○林副委員長 ありがとうございます。「も」を取るというご提案ですかね。

○作本委員 そういうことです。

○林副委員長 これは奥村委員、いかがでしょう。

○奥村委員 特にそんなに反対はないです。今回が特殊なんですというのとマタバリでもやるんですというのがちょっとわかるような形で「も」というのを入れたほうがいいかなと思っただけで、そこまで強く主張したいわけではなかったの。

○林副委員長 ありがとうございます。

○作本委員 ありがとうございます。「も」を取ることによって、やはりこれが例外的であるというふうな立場をJICAがバングラデシュ政府側に伝えられやすいような組み方にするほうがよろしいかと思うので、その意味で先ほど本事業の性格で今、山岡さんからおっしゃったような内容がここに盛れば1番わかりやすいのでありますが、あまり特定してしまうと、今度はJICAさんがこの方向ということで縛りがかかっちゃうかと思って、あとはJICAさんの説明能力のほうで本事業の性格を補っていただければ十分かなと私は最初に思いました。

あと、併記には大賛成です。

○林副委員長 ありがとうございます。

源氏田委員もこの15番の関係でしょうか。

○源氏田委員 本事業の性格という表現が非常に広く何でも入るのですが、ちょっとこれを相手の政府に説明するのは難しいのではないかと考えて、そこに例えば括弧書きで本事業の性格の後に「（地球環境及び地域の社会環境への影響が大きいこと）」とか何かそういうのが入らないと伝わらないのではないかなというふうにちょっと考えたんですが、いかがでしょうか。

○林副委員長 ありがとうございます。

○作本委員 今の源氏田さんのご意見には賛成です。特にこだわっておりません。

○林副委員長 では、鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 二つありまして、今加わった「地球環境及び地域社会環境への影響が大きい」という表現についてです。今まで議論をしてきた地球温暖化への影響ですとか現在進行形のフェーズ1の工事の影響がかなり地域社会にあるという前提が私たちの頭の中にあるので、この書き方でわかるという印象があるような気がしていて、ここはむしろ「本事業の特殊な性格」というところで、止

めておいて、むしろ相手国への説明の中で具体的にはこういうことなんだというふうな展開をされたほうが伝わりやすいのではないかなと。本事業の性格を特定するには、この「地球環境及び地域社会環境への影響が大きい」という表現はあまりにも一般的過ぎないかなという不安があります。

それともう1点、松本委員がおっしゃった関心を持つステークホルダーという記述ですが、関心を持つ方々は、かなりの部分がステークホルダーに当然ながら該当すると思いますので、むしろ関心を持つ主体といいますか、そういう書き方にして、そういう人たちがステークホルダー協議に参加することが大事なのであって（やや誤解を招く言い方かもしれませんが）、その人たちはもう自動的にステークホルダーなのだから、ステークホルダーとしてステークホルダー協議に出てこられるような環境をセットすること、恐らく助言の趣旨としてはそういうことだと思いますので、その部分はステークホルダーと限定的な印象を持つ書き方ではなくて、主体のほうがいいのではないかなと、そういうふうに思いました。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。「並びに関心を持つ主体」に変更するということですかね。

石田委員、お願いします。

○石田委員 鋤柄委員のものは関心を持つステークホルダーとすると、ひょっとしたらトートロジーなのかもしれないです。同じことを2回言っているかもしれない。それと、私手を挙げたのは、括弧書きのところで説明を加えていただくことはとてもいいと思ったんですけども、やっぱり箇切れの悪いような言い方しかあまりできないですね、この案件については。例えば相手国政府に説明するとしても、要するに地球環境に影響を及ぼすというのは、排出量がとても大きいということしか言えないでしょう。排出量が大きいということにもかかわらず協力をしているし、でも、同時にそれを下げるための努力をしているわけなので、何かその括弧の中をより具体的にするのはとても難しいなと思ったんです。そこはJICAさんのほうで具体的にどこまで助言に括弧書きの説明が必要かというところをまずお聞きしたいなと思うのと、もし括弧書きで残すのであれば、地域社会環境だけでなく地域自然社会環境、私は田辺委員からワーキンググループのときにお伺いしていたのは、海岸浸食だとかいろんな実際村への浸食ないしは自然環境の変化が始まっているということも田辺委員からお聞きしていますので、田辺委員は実際に現地からの情報を得られたりして具体的なことをご存じですので、やはり自然への影響ということを入れておいてほしいと思います。

いずれにせよ、この括弧書きのところはJICAさんのほうでこういうのが助言の中で必要かどうかというところも一つ大きなポイントじゃないかと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。JICAさんのほうで括弧の中身について何かご意見ありますか。

○高橋 言わんとされることは分かりますが、調査をこれから始める現時点で、本事業が地球環境への影響が大きいと予見して決めつけるように書くことは、助言委員会の立ち位置からして適切なのかという気が致します。BAPAなどのNGOからご意見をいただいていることも踏まえより広い意見を仰ぐ必要がありますよねということを経済側にも説明すべしということと理解してい

ますが、本事業の性格として具体的にこういうものだとか今の段階で書くのが適切なかどうか、少し気になるところです。

以上でございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員 私もちっと括弧内については、地球環境の点はもちろんなんですが、この案件はバングラデシュのNGOの中では、特に電力料金とかエネルギー財政みたいなのも含めて関心を持たれていますので、必ずしもここだけの話じゃないかなというのが1点です。なので、この文書は必ずしも相手国へ説明するための文書ではないので、JICAに対する助言ということなので、あまりここに何か複数のことをいろいろ書いていくというのは望ましいものではないかなというふうに思っています。

2点目は主体というキーワードなんですけど、ガイドライン上はステークホルダーというふうになっているので、ちょっとステークホルダーではなく主体にするべきというのは理由がわからなかったんですけど、ステークホルダーということのほうが、ガイドライン上の言葉を使ったほうがいいかなというふうに思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、括弧内はなくてもいいのではないかとこのと、主体をステークホルダーに変えたらいいのではないかとのご提案ですね。

○田辺委員 そうです。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、日比委員、お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。その本事業の性格の後ろの括弧内のところでして、今まさに田辺委員におっしゃっていただいて、今書いてある地球環境及び地域自然社会環境への影響が大きいことということ自体が本事業の性格に当たらないということはないと思いますが、これが書かれていること自体には異存はないんですけども、それ以外の本事業の性格に当たる事柄があるのではないかと。それらは念頭に置きませんというようなメッセージになってはいけないなというふうに思っております。なので、ここまで書く必要があるのか、あるいは大きいことなどということで、それ以外の事柄についても対応できるかなと。どちらかがいいのではないかなというふうに思いました。

あと、まだこれから調査をする段階において地球環境への影響が大きいと書いて予見してしまうのはどうかという先ほどJICAさんからのお話もあったんですけども、カテゴリAでもありますし、ましてや石炭火力でこれは影響が多いことは、調査しなくてもある意味自明のことだという前提で調査をしていくことだと思いますので、地球環境へ影響が大きいと予見するのがどうかということで取り外すということには賛成できないです。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。ご提案としては、外すかもしくは取るかということなんですかね。

○日比委員 そうですね。

○林副委員長 わかりました。

では、山岡委員、お願いします。

○山岡委員 この助言で重要なのは後半のほうなので、その条件として本事業の性格以下という文章があるわけですから、私は括弧の中はあえて書かなくてもいいのではないのかなというふうに思います。今までいろんな委員から意見が出ていますように、この地球環境及び現地への影響が大きいということはこれから調査なりして明らかになってくることですので、あえてここで議論を呼ぶようなことは書かなくてもいいのではないのかなというふうに思います。要は、ここの趣旨は後半のほうですので、削除でいいのではないのかなというふうに思います。

あと、主体とステークホルダーは、主体というのが若干曖昧な表現かなというふうに思いますので、ここでははっきりステークホルダーと言うふうに表現したほうがいいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。ご提案としては、括弧の中を取るのとステークホルダーにするということですね。

では、松本委員、お願いします。

○松本委員 私もその括弧の中はなくてもいいかなと思うんですが、もうここまで来ると用語の整理ですが、性格というのはあまりガイドライン上はないので、特性なんじゃないかなというふうには思いました。

それから、主体についてはステークホルダーでもいいというご意見の方がいらっしゃれば私はそのままでいいんですが、トートロジーだという意見をお持ちの方がいらっしゃるとすれば、これもガイドラインに従えば関心を持つ個人・団体ということになりますので、主体という言葉ではなく、少なくとも個人・団体もしくはステークホルダーのこのどちらかかなというふうに思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。この括弧の中は取ってもという意見が少し多いようなんですけれども、あと個人・団体、ステークホルダーなんですが、鋤柄委員、どうでしょう、ここは。

○鋤柄委員 ガイドライン上、個人・団体と明記されているのであれば、そのほうがはっきりすると思います。山岡委員もおっしゃったように、そういう方々がステークホルダー協議に出てこられるようにすることというのがこの助言の主眼ですので、そのところは個人でも団体でもというふうにガイドラインの用語を使ってちゃんと言うというほうが優れているように思います。

○林副委員長 ありがとうございます。

石田委員もここに何かおっしゃっていたわけなんですけれども、どうでしょう。

○石田委員 ガイドラインは私も確認させていただきまして、個人・団体という用語が使われているので、そちらに賛成します。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。そうすると、大体おおむね黄色いところがずっと括弧とか全部消えたんですけれども、こんな感じでとりあえずよろしいですかね。

ちょっともう時間も結構予定より超過はしているので、ほかの助言についても何かご意見がある方はおっしゃっていただければありがたいですが、助言及び論点等についてご質問、ご意見等あれば。

では、作本さん、お願いします。

○作本委員 すみません、7番なのですが、ちょっと話がかわってしまうんですけども、バングラデシュが石炭を使うということが確か書いてあったと思うんです。炭鉱を選定する段階でという場合に、恐らくこのバングラデシュには確か石炭を取れるところは少なかったんじゃないかと思うんですね。インドか中国ということになりますと、値段を考えますと、やはり中国から硫黄分の多い石炭を運び込むというのは恐らくバングラデシュのやり方になるのではないかと思うんです。

その意味ではいわゆるサプライチェーンにまでこれは入り込んでいるという意味での切り口はともすばらしいと思うんですけども、恐らく中国から輸入するところの石炭に対して適切な環境配慮を要求することになるかと思うんです。このところまで本当に調達先との関連で議論を及ぼせるのかどうか、いわゆるサプライチェーンが外国にいた場合ですね。

あともう一つは、中国の石炭を仮に輸入して使う場合には硫黄分が脱硫のための措置、そういうようなものが十分に備わるような議論をされているのかどうか、そこだけちょっと後半のほうは確認させてください。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。これは石田委員ですかね、どなたか。

○石田委員 ワーキンググループのときに、その38番の質問をしたときにいただいている回答では、これはフェーズ2ですが、フェーズ1事業はインドネシアからの輸入する計画となっておりました。フェーズ1での1、2号機と共有する計画なので、恐らく同じ輸入経路となることが想定されるというご回答をいただいています。それと同時に、生産国の現場の環境影響評価を今の段階で実施するのはタイミングではないというようなことをいただいているので、結果的にこのような助言とさせていただきます。

とりあえず以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。よろしいですか、作本委員。

○作本委員 ありがとうございます。今のお話、よくわかりました。ただ、やはりインドネシアの石炭も恐らく泥炭になるかと思うんです。山火事を起こすような泥炭の類いで、そんなに品質は良くないと。国内でいい石炭はやはりより外貨獲得のために使われて、国内でやっぱり質の悪い石炭がかなりあるということになるかと思えます。

ただ、この場合ちょっと先ほど冒頭に申し上げましたとおり海外で石炭を確保する、そこまでの炭鉱での適切な環境配慮を越権的に国を越えて行うことをここで述べるのかどうかということをちょっと質問させていただきたいと思います。そこについてJICAさんのほうでしょうか、むしろ。どうされますか。インドネシアの石炭炭鉱の場所でこの環境配慮を行っているかどうか、労働者の安全まで行くのかどうか、そういうふうなことはいかがでしょうか。ちょっと教えてください。

○林副委員長 JICAのほうでご回答できますか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。補足させていただきます。

ただ今議論いただいている点、ワーキンググループの場でもこの対応の難しさをご説明させていただきました。現在ガイドラインの改定で議論をしている際にも世界銀行の新しいセーフガードポリシー内容を見ておまして、やはりサプライヤーの環境社会配慮までスコープを広げて確認する

ということは非常にハードルが高いと考えております。世界銀行のセーフガードポリシーでも、サプライヤーの環境社会配慮の確認については、極めて限定的な範囲について確認をすることが記載されていまして、それだけサプライヤー段階での環境社会配慮を確認していく体制を確保するのは今のところ非常に難しいということを示唆していると思われますので、今回ここで助言として記載いただいていますけれども、非常に難しい課題をご指摘いただいていると理解しております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

石田委員、お願いします。

○石田委員 ワーキンググループのときにはそうやってJICA事務局のほうから事実的なことを教えていただいたので、その結果として助言の後半部分に可能な範囲で確認することを提言として記載することというふうになりました。今の段階で確認するわけじゃないので、石炭生産が生じてきたときに確認をしてくださいと。しかも、それは可能な範囲でやってくださいというところで、ワーキンググループの段階では助言が落ち着いたところです。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。作本委員、よろしいですか。

○作本委員 はい。ただ、これで仮に配慮が行われていませんということになっちゃった場合には、この事業自体どうされるんですかね。やっぱりこれは国を越える環境配慮を実施しなさい。しかも、サプライチェーンという形ですから、新たな国際的な課題かと思うんですね。その場合にこのように可能な範囲で確認して駄目でしたという否定的な答えが返ってきちゃった場合は、助言委員会も潰れちゃうんじゃないかというような気がするんですが、どのように確認すればオーケーだということまでなのか、あるいは努力目標で足りるのか、そのあたりを何か伝わるようにしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○林副委員長 具体的にこういうふうに改良するとかいう提案はありますか。

○作本委員 環境配慮に努めるように実施機関に、炭鉱というちょっと主語が怪しいかもしれませんが、炭鉱事業において適切な配慮が実施され、環境配慮に努められているかどうかを確認し、やはり国境を越えた場合にどうするのかという先ほど加藤さんがおっしゃったような問題に最後戻ってしまうので、どういうつもりなんですかということをやちょっと今の国際情勢の中で、どのようなところに落としどころを置くのかどうかちょっとわからない状態です。すみません、むしろ教えてください。

以上です。

○林副委員長 石田委員、このご意見に何か。そのままでいいとか修正とかというのはありますか。

○石田委員 作本委員が今そうやって私たちの前で展開してくれていた実際にこれができるのかというフィージビリティですよね。この助言がフィージブルなのかということは……

○作本委員 そういうことです。

○石田委員 そういうことですよ。それを言われると私も「うっ」と思うわけです。だから、かなりこれは先ほど加藤課長もおっしゃっていましたが、先取りしているようなことになるので、今の情勢と今の現実を先取りしているようなことになるので、なかなか難しいなと改めて思っ

ています。

とりあえず以上です。

○作本委員 ありがとうございます。

○林副委員長 ということはどうでしょう。

○石田委員 落としましょうか。私としては、助言としてはこれは本当に理想的には残しておきたいなと思ったんですが、現状多少なりともよくご存じの作本委員からもそのようにおっしゃられて、JICAのほうでも実現可能性が低いということであれば落としてもいいんじゃないかと思います。

○作本委員 私はこのサプライチェーンが海外に及ぶ方向というのはとても望ましい、すばらしい意見だと思っているんですね。ですから、海外の炭鉱を使うような場合ということで限定してこれを文章に表現できたらいいんじゃないと思うんですね。その炭鉱が海外での炭鉱ということになるんでしょうか。その場合には適切な配慮が行われるように実施機関から示唆するというのはおかしいですけども、行われるように実施機関がこれは当該国で確認じゃなくて、これをむしろ実施機関が示唆というんですかね、アドバイスというか、何かそういうようなことを行うようにDFRに提言するということのほうがちょっと間接的になりまして越権行為なのはわかっているながらも1歩踏み出したということでは、むしろ今石田さんがおっしゃったように少し何か迷惑にならない程度で表現できればありがたいかと思うんですが、いかがでしょうか。事務局のスタンスにもかかっているかと思いますので、よろしくお願いします。

○石田委員 作本委員、すみません。今示唆、助言するというのは相手国へということですね。

○作本委員 まさにそうです。

○石田委員 インドネシアにということですね、このケースの場合は。

○作本委員 そのとおりです。バングラデシュの実施機関からここではまだ複数の炭鉱先かもしれませんが海外といいますが、炭鉱所在国に対してソフトな言葉で示唆ないし助言を行ってもらえばいいと思うんですが、一方通行に仮になっていたとしても。行うことをDFRに記載すること、いかがでしょうか。

○鋤柄委員 恐らくワーキングでこの助言について議論していたときは、例えばインドネシアの炭鉱にこれをやってくれというようなことではなくて、どこから燃料炭を買おうという判断をするときの要素の一つとして、適切な環境配慮が実施されているかどうかという点を、例えば値段が何トン何ドルだとか納期ですとか、そうしたものと同様な一つの条件としてそれも考えてくださいという、石炭を買う側に対しての提言、そのように理解していました。もちろん作本委員がおっしゃるように海外の炭鉱に対して「何々をしろ」とバングラデシュ政府が言うことは恐らくできないと思いますので、それは繰り返しになってしまいますけれども、価格と同じような一つの入手先を選択する要素として考えてくださいと、そういう内容だと理解していました。石田委員、この理解でよろしいでしょうか。確認ですが。

○石田委員 鋤柄主査、ありがとうございます。そのとおりです。そういう議論でした。

○林副委員長 そうすると、あえて国外炭鉱である場合には云々とかというので、もともとの文章を確認するように申し入れることぐらいでいいんじゃないかなという気もしないでもないんですけども、どうですか。

○鋤柄委員 そういう意味の文章だと思って、ワーキングのときはこうした表現にしたと認識して

います。

○林副委員長 作本委員、どうですかね。

○作本委員 今の鋤柄主査のお話を聞いていまして、やはり両面を考えておられたと。海外からの輸入炭に対してどうするかということで、せいぜい確認までで1歩踏み込んだということで、国内、海外を言わないでもこのあたりは確認のところまでを記載するようにということでも前に1歩出たような気がいたしますので、むしろ「海外の」と入れないほうがサプライチェーンは今回取り上げたということによろしいのかと思います。確認止まりということで、それでも結構です。わかりました。

○林副委員長 その場合はこの文章を変更する、このままということですか、それとも……

○作本委員 むしろ曖昧さを残したこのままの文章のほうが国内であれ海外であれ、バングラデシュは国内ということはあると思いますけれども、海外からの輸入炭にも基本的に、むしろこれを受け取ったバングラデシュ政府側は困っちゃうかもしれないけれども、曖昧さを残したままのほうがよろしいのかなという今の主査のお話で理解いたしました。

○林副委員長 鋤柄委員のお話だと、実施機関が可能な範囲ということになっているということなので、一応この「確認すること」で止めるということのご提案ではなくて、そのままDFRに提言として記載するということですか。

○作本委員 提言として書いていただくのは、それは確認してくださいということですから、この文章はこのままでよろしいかと思います。

以上です。

○林副委員長 米田委員、島委員、山岡委員は7番でしょうか。その前にJICAのほうで何か休憩を取らなきゃいけないとかありますか。換気の関係で。

○小島 ご配慮ありがとうございます。既に会議室にいるメンバーの数は少ないので、このまま続けていただいて結構です。

○林副委員長 ちょっと今、時間を超過していてすみませんけれども、もう少しお願いします。

米田委員、島委員、山岡委員は7番関係ですか。それともほか。ほかの案件でもよろしいですけれども。

○米田副委員長 すみません、米田です。

7番です。すごく形式的な話ですが、この内容はスコーピングマトリクスではなくて環境配慮に移したほうがいいのではないかなと思いました。スコーピングマトリクスのタイトルの中にあってスコーピングマトリクスのどこに入れるんだろうとちょっと思ってしまったのですが、内容的には環境配慮でよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。石田委員、いいですかね。鋤柄委員も。環境配慮のほうに移すということですがけれども。

○鋤柄委員 結構です。

○林副委員長 それでは、米田委員、まだありますか。大丈夫ですかね。

○米田副委員長 以上です。

○林副委員長 では、島委員、お願いします。

○島委員 すみません。また議論を呼んじゃうような形なんですけれども、一つここで思っているのは、適切な環境配慮は何かという話と、その可能な範囲というのがやっぱりもやっとしていてなというところがあって、例えばの提案なんですけど、実施機関に対して調達先の炭鉱選定においてちゃんと環境配慮の側面も条件に入れてくださいと。その環境配慮の観点としてはこれこれこうですよといったようなところを提言として入れると、こういった形ではどうかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○林副委員長 具体的にどういう修正のご提案になりますか。

○島委員 実施機関が調達先の炭鉱を選定する段階で……

○林副委員長 そこまでは最初と一緒にですね。

○島委員 はい。段階で、その選定条件に適切な環境配慮がなされていることを含めるようにDFRに提言として記載すること。

○林副委員長 この「実施機関が可能な範囲で」というのを外すということですか。

○島委員 そうですね。だから、実際環境配慮を行っているか、可能な範囲でやれというよりは、こういう適切な環境配慮をちゃんと条件に入れてくださいと。その具体的な条件は例えばこういうものですよみたいなところを提言として入れていくという形なんですけど。

○林副委員長 ありがとうございます。

○石田委員 石田ですけれども、よろしいでしょうか。

○林副委員長 どうぞ。

○石田委員 非常により具体的になる文言をありがとうございます。一方で思うのは、そこまで行くことが難しいだろうと思ったので、実施機関が可能な範囲ということにしたという経緯があったように記憶しているんですね。炭鉱を選定するときに、炭鉱自体が適切な環境配慮をやっているかどうかというのを確認するというのは、作本さんも先ほど言われておられたようにきっと国を越えて難しいことなので、実施機関が独自に相手国の情報を得て、しかも、それを必ず選定の条件に入れて比較するというようなことをしないで、できる範囲でやってくださいというところにニュアンスを持たせたつもりだったんです。

ご提案いただいたのだと、これ例えばインドネシアの西ジャワでもし炭鉱があるんだったら、西ジャワの炭鉱のAという炭鉱の環境社会配慮というのを採択するかどうかの選択基準の一つに入れてしまわなきゃいけないように見えるので、ちょっと難しいかなという気はしています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

○島委員 ワーキングの議論、了解しました。ちょっと気になったのは、実施機関は可能な範囲で確認することといった場合に、では実際このプロジェクトが動いたときにJICAとして実施機関が可能な範囲で確認したかどうかまで確認しなければいけないのかみたいなことになるのがちょっと気になったんですけれども、ワーキングの議論としてそういうことがあったということで私の意見は別にこだわりません。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

山岡委員これに関するものでしょうか。

○山岡委員　そうです。

○林副委員長　お願いします。

○山岡委員　議論にありますように1番のポイントは、これが実施できるかどうかということが現実には非常に難しいと思います。結論から言うと、あえて書くとしたら元の文章のままだいいかなと思うんですが、多分やるとしても実施機関が調達先にいわゆる環境社会に関する何かレポートを出させて、それをチェックするぐらいが多分現実的な対応ではないかなと思います。要は実施機関が現地に行って確認するというのは、多分現実的に非常に難しい話だと思います。ということで、あえて書くとしたら元の文章にして、ただ、炭鉱が適切な環境配慮を行っているというのはちょっとおかしいので、その調達先が適切な環境配慮を行っているかというふうに変えたほうがいいと思います。

以上です。

○林副委員長　ありがとうございました。

作本委員もこれに関係する話でしょうか。

○作本委員　インドネシアでは鉱物資源あるいはこういう石炭資源開発には国軍の影響があると一般的には言われていますが、そういうような中でこの環境社会配慮の必要性は彼らの法律上の規定には書いてあるんだけど、山岡さんが今おっしゃったような実効性というんでしょうか、実際守るといえるところまではほとんど期待できないものだと思います。そういうことで、こちらからなしのつぶてになるかもしれないけれども、インドネシアに対して理解する人はするし、インドネシア政府もわかってくれるでしょうから、一方通行であるかもしれないけれども、これを提言として放っておくと、そういう政治的な意味合いでもよろしいんじゃないかと思います。

文章としてはどちらでも構わないんですけども、特に実効性を期待するとこのような文章は入れられなくなるかと思います。

以上です。

○林副委員長　ありがとうございました。今7番については前の文章のほうがいいんじゃないかと、島委員もそれでよろしいという形なんではないでしょうか。

○島委員　了解です。大丈夫です。

○林副委員長　では、炭鉱を調達先に変更してそのままということですかね。わかりました。

その他の助言について何かご意見があればですが、ちょっと最初のほうから少し変更のご提案があったところだけ確認したいんですけども、2番については、これは確かチャットのほうか何かで鋤柄委員がご提案していただいたんですかね。もうそれは入っているということですかね。紫の部分を追記して修正するということですかね。

それから、7番ですかね。スコーピングマトリクスから環境配慮に移すということと、炭鉱を調達先に変更するということですかね。

それから、15番、「踏まえ」の後に「本事業」以降の文章を追加するというのと、「開催し」の後に文章を少し追加したというご提案になっています。

以上でよろしいでしょうか。それとも何かほかにご意見。

長谷川委員、よろしくお願いします。

○長谷川委員　細かなところですよ。2番目をちょっと見せてください。2番目の3行目ですけども、

「技術的面」じゃなくて「技術面」と。「的」は要らないのかなと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

そのほかありますでしょうか、助言及び論点について。

JICAのほうからも何かありますでしょうか。

○高橋 特にありません。ありがとうございます。

○林副委員長 では、一応この形で確定という形にしたいと思います。よろしいですか。

ありがとうございます。そうしたら、モニタリング結果報告について事務局、JICAのほうから説明をお願いしますか。

○小島 残るのは、もう部屋に二人ぐらいしか残らないので換気する必要はないと思いますので、このまま続けたいと思います。

今表示しているのがJICAが行っている既存案件、LAが済んだ案件のモニタリング結果の公開状況ということです。これは年に2回行っていて、前は2020年7月に同様に報告した次第でございます。一つ一つ説明するようなことはしませんが、率直に言ってコロナの影響もあったりして事業の進捗に影響の出ているものも多くあって、なかなかモニタリングが進まないというところもあります。かつ前回7月に説明した際にいろいろわかりにくいというご指摘もありましたので、幾分か修正しています。

今画面に表示されている事例をちょっと見て、どういうものなのかというのを説明したいと思います。

1番のベトナムの南北高速道路建設事業というところを見ていただいて、これは2011年11月にLAが署名されたもので、その右側の列ですね、モニタリング結果公開合意の有無というところで、これは審査などの際に先方政府に対してモニタリング結果について公開しますけれども、いいですかというようなこと、できたら公開させていただきたいですというようなことを述べて、いいと言った国についてはそこに丸を書いているものでございます。環境面と社会面に分けて合意を取っています。

その右にあるのが現在そのプロジェクトがどういう状況にあるかというところで、1番右が最新のモニタリング報告書については、いつ公開されたのかというところが記載しています。これは案件を検索していただくと、私たちのホームページでモニタリングの結果が見られることになっています。

同じページで例えば5番のフィリピンの案件ですね。中部ルソン接続高速道路建設事業なんですけれども、この案件においてはモニタリング結果公開の合意の有無のところ、社会面のところの公開に合意していただけなかったというところで、そこがバツにしています。よって、1番右の列のところも社会面のモニタリング報告書の公開は合意がないので、していないというところになります。

もう一つ下の6番、バヌアツの案件については、環境面のみの影響だけが想定されたので、社会面においては影響がないと。よって、報告書も提出されないということになります。これはもう既に建設は終了して供用が始まっているものなんです、1番右を見ていただくと影響なしというふうに書かれていて、これは先ほど説明したとおり社会面での影響がなかったので、公開するものも

何もないというところで、従来はこの書き分け方がN/Aになったりバーになったりというところでわかりにくかったので、このように整理しているところでございます。

全体的にご覧になっていただくと、合意結果の取りつけのところ、バツの国がなかなか多いなというふうな印象を持たれるところもあると思いますが、一つ言えるのは、バングラデシュは一貫して環境面、社会面において合意していただけないというような状況が続いているというところなんです。それ以外の国は実施機関ごとに合意を取っているの、案件ごとに丸だったりバツだったりしているところがあります。

ただ、私たちもJICA内で様々な部署に協力いただいて、最近の案件は比較的丸の案件が増えているんじゃないかと思われそうですが、それはあくまでも印象論で、皆さんにとっては例えばバングラデシュは依然改善しないというような意見は出てくるんじゃないかなというところでございます。

以上が報告でございます。赤字で書いてあるところが今回更新したもので、今ご覧になっていただいているのが比較的最近LAが署名されて、実際にモニタリング報告書の提出が始まった案件でございます。

なお、モニタリング報告書で合意していただかない国、例えばバングラにおいても報告書自体は私たちに提出いただいてチェックはして、だけれども公開はしていないというようなところなので誤解なきようお願いしたいと思います。

以上、短くなりましたが、ご説明で、中身については公開が済んでいるものについては確認いただけますし、全体的により見やすくするために何か工夫などあればご意見いただきたいというところでございます。

なお、これはいつも言っていることなんです、合意していただけない国においても私たちは審査の際などにおいては、その都度「公開することになっているので」というようなことで働きかけはしているところでございます。

小島からの説明は以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、この件について何かお願いします。

掛川委員、お願いします。

○掛川委員 説明ありがとうございます。また、改善もしていただいて、とてもわかりやすくなったと思います。ありがとうございます。

一つコメントと申しますか、提案でもあるんですけども、モニタリングの必要があって、本来であればきちんと一般公開をしていただく必要がある部分についてなんですけれども、今「バツ」がついているものを見ると、やはり大きな道路建設であったりとか発電所であったりとかということで影響が懸念されるような部分だと思います。ですので、もちろん理想的には完全な環境モニタリング報告書とかRAPの報告書の公開だと思うんですが、そこまでかなわない場合においても、例えば先方のプロジェクトマネジャーが「モニタリングメモ」とか「モニタリングノート」とかという形で何か状況が上手く行っていますとか、もしかしたら問題があるかもしれないけれども、今はこういうふうに改善をしています、というような、何かしら途中経過を一般公開できるような、何かそういう形を今後考えていただけるとありがたいのかなと思うんですけども、その点についてJICAさんのほうはいかがでしょうか。

○小島 ありがとうございます。事業のコンサルタントあるいはコントラクターの皆さんが作る報

告書であっても、結局それは実施機関の代理で作っているものなので、私たちが勝手にそれを踏まえて公開したり判断したりするということはなかなか難しく、端的に言うと、先方政府がその内容を確認したうえで公開するかどうかというのは確認しなければならないというところになります。似たようなご意見はまさに前回のとき、村山先生からも言っていただいたところでございます。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。掛川委員、よろしいですかね。

○掛川委員 では、さらなる改善という意味ではご尽力を今後も続けていただければと思います。

以上です。

○林副委員長 長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 今のご意見と少しかぶさると思うんですが、前からちょっと聞きたかったのは、合意をしてくれてそれを公開に持っていくということは望ましいんですけども、このモニタリングの結果自体を恐らく先方政府、事業者がまとめてくるということで、信頼関係がそこになくてはいけないんですけども、それを改めてJICAサイドとしてモニタリングのモニタリングをするというか、確認をするというか、そういう裏を取るというあたりは何か制度としてあるのか。例えばプロジェクトが終わった段階で事後評価というのを日本側から改めて行ってやるということがあるんですけども、あの辺とリンクをさせながら何かシステムとしてはあるのかというこのあたり、何かあれば教えてください。

以上です。

○林副委員長 JICAのほうからお願いします。

○小島 モニタリング報告書自身は先方政府から私たちに提出はされます。その中身についてチェックも私たちで行います。例えば排水基準が工事中で超えているというような結果が出た場合は、それを是正してくださいというコメントを事務所を通じて先方政府に伝えて、次のモニタリング報告書を見てそれが改善されることを確認するというようなプロセスは、公開されていてもされていなくても私たちで行っていますので、例えばバングラデシュは了承してくれないけれども、だからといってモニタリング報告書は提出されていますし、それがそのままほっておかれるんじゃないくて、私たち事務方のほうで確認させていただいているというところがございます。

事後評価というのは供用2年後に始まるものなんですけれども、そのモニタリング報告書も公開されているものについては事後評価の際に共有されているものです。なので、そこのおっしゃったようなモニタリングから事後評価というのはつながるようになっていと承知しています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。長谷川委員、よろしいですか。

○長谷川委員 確認をJICA側もされるということは理解しました。それで、信憑性について本当にそうなのかということまではなかなかいかないことは現実としてあるわけですね。

○小島 そうですね。基準があまりにも桁が違っているので、もう1回計測し直してくださいとコメントするところは時々あるんですけども、嘘のものを出示してしまうと、その確認はなかなかできないです。

以上です。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、寺原委員、お願いします。

○寺原委員 今の長谷川委員のコメントとも似ているのですが、これは前にも言ったことがあると思うんですけども、モニタリング結果を公開しないというのはしないでいいんです。でも、JICAさんがそのレポートを受け取っていますというのはどこか右のほうに書くことはできないでしょうか。例えばフィリピンの4番の案件ですけども、パッシングマリキナの場合はバツ、バツと。合意なし、なしということであれば、4番であればこれはレポートが提出されているのかどうかすらわからない。公開しないなら公開しないでいいんですが、レポートは確かにJICAさんに提出されていますということがどこかでわかるようにはならないものなのでしょうかということでございます。

これは前の表からもかなり改善されて、左から右に流れが来てわかりやすくなったとは思いますが。ただ、今の状況がわからないということは一つということで、あと、その右上の欄のところの結果のモニタリング、最新のモニタリング結果公開時期というふうにあるのですが、英語のほうでDisclosure date of most updated monitoring resultと書いてあって、ちょっと意味が違うのかなと思います。この書いてあるのは何とか四半期というふうにモニタリングの結果が最新のものを受け取っている、最新のレポートの時期が書いてあるだけでDisclosure dateが示されているわけじゃないですよ。most updated monitoring resultが受け取っている時期じゃないのでしょうかということが2点目でございます。これは最初の1点目については長谷川委員からのコメントを踏まえてということであります。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。では、JICAのほうからお願いします。

○小島 まず、二つ目の質問について、確かにここに書いてあるのは最新のモニタリング報告書がいつのものなのかというところで、それが公開された日ではないので、おっしゃるとおりでございます。

そしたら、モニタリングレポートが出ているかどうかさえも公開できないのかというところはちょっと確認したいと思いますけれども、そこももしかしたら相手国との合意が必要なのかなというところはありますし、私たちとしては、できるだけタイムリーに報告書自身は取りつけないかと考えているところでございます。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。寺原委員、よろしいでしょうか。

○寺原委員 ありがとうございます。引き続きお願いします。

○林副委員長 では、錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 今の話ですと、モニタリングが出されているということ自体公開できるかどうかというところがわからないということだったので、ちょっと検討が必要になるかもしれないんですけども、1番右の最新のモニタリング結果公開時期の表現のところ未提出というふうな表現が使われているわけですけども、この表現だといろんな解釈ができて、モニタリングレポートの出されるべきものがまだ出されていないというふうにも捉えられるし、まだその時期に達していないので提出されていないというふうにも取れるので、恐らくこれはまだその時期に達していないという意味合いだと思うので、公開予定というふうな表現に変えたほうがいいのではないかなというふうに

思います。

それから、合意なしという表現ですけれども、これも先ほどの議論でモニタリングレポートが出されているけれども、合意が得られていないので公開されていないという意味なのか、そもそもまだモニタリングレポートすら提出されていないという状況と二つあり得るので、この合意なしについては非公開あるいは非公開予定というふうな表現で分けるというふうにしてはどうかと思います。

その点をちょっとご検討いただきたいということと、それから、これは今示されている情報は助言委員会の中での資料ということで出ていて、JICAのホームページで英語で公開されているということなんですけれども、ここの直していただいた表現がそのまままだホームページには反映されていないんですけれども、ホームページ上の表記の仕方ですね。今のところ合意なしとかそういうふうな表現が使われていなくて、ハイフンであったりとかN/Aとかというふうなことが書かれているんですけれども、これも初めてホームページを見た人にとってはちょっとよくわからないので、ホームページのほうもわかりやすく、これちょっと全部対応するのはなかなか大変かもしれないんですけれども、できる限りわかりやすくホームページのほうも改善、改良していただきたいというふうに思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。JICAのほうからお願いできますか。

○小島 ありがとうございます。まず、未提出というのは、1回目の報告書がそもそも出ていないというところです。だから、見方としてはモニタリング結果公開合意の有無のマル・バツを見たうえで、1番右の公開、言い方を変えないといけないんですが、公開時期というのをセットで見ただいて、この2番のエジプトの場合は、公開には合意されているんですけれども、今はまだコントラクター調達手続中なので公開するものがないというふうな読み取り方でございます。

もう一つ、合意なしというような書き方についても右とセットで見えていただく必要があって、バツがついているものについては、もう全て書き方としては合意なしになっていて、ここで提出されているけれども公開について合意がないから合意なしと書いてあるのか、それとも全く提出がないままなのかというのもそこは明らかにしていないというようなのが現在の書き方でございます。

ホームページの修正はすみません、手が回っておらずご指摘のとおりなので、ちょっと少しずつなのか改善していきたいと考えています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。錦澤委員、よろしいでしょうか。

○錦澤委員 はい。よろしくお願いいたします。

○林副委員長 ありがとうございます。

では、ほかに何かご意見ありますでしょうか。

特によろしければ議題の5は終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小島 ありがとうございます。

○林副委員長 議題の6ですが、2021年度全体会合日程表ということでJICAのほうから説明いただけますか。

○小島 配付資料の最後のページです。2021年度4月からの助言委員会全体会合の日程案が出てお

ります。原則、月の上旬の日で会議室が取れたところでやっています。ただ、今後コロナの状況によっては今日のようにリモートでやるということは継続されるんじゃないかなと思いますが、もし急速に状況が改善された場合は、やはり顔を見たうえで対面で会議をやりたいと思っていますので、会議室を取った状況で選んでいます。

ただ、5月7日金曜日というのはありますが、これはゴールデンウィーク、月火水が休みの後の金曜日で、ここはもしかしたら皆さんの予定が合わないかもしれませんので、そこはご確認のうえ、まずい場合は次回以降ちょっとこの時期については調整することも考えたいと思います。会議室の予約状況と委員長のご予定を優先して、とりあえずアレンジさせていただきましたというところで、皆さんにお願いしたいのは、上半期の皆さんのご予定で合うか合わないかというのをちょっと見ていただければと思います。これはまた別途メールでいただければと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。5月の件は、具体的にはどうすればいいんですか。駄目な人はJICAに連絡をすればいいということですか。

○小島 そうですね。駄目な場合は私たちに連絡いただいて、駄目な方があまりにも多い場合は5月はやらないとか、あるいは次の週でちょっと調整を試みるということを考えたいと思います。

○林副委員長 では、それについては例えば次回までにとか、そんな感じなんですかね。

○小島 そうですね。次回までも何とかかなと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○林副委員長 これについて特にご質問等あればですが、よろしいですか。

そしたら、その他、ほかに関連するものは事務局を含めて何かある人はいますか。ないですか。よろしいですかね。

そしたら、最後に次回の全体会合スケジュール確認ですかね。事務局のほうからお願いします。

○小島 次回は第121回、2021年2月5日金曜日、2時からということで、今の予定ですと、まだ緊急事態宣言が出されているままだと思いますので、原則オンラインという形で開催したいと考えています。議題などについては、また連絡させていただきたいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

大体全部議題は終了ですが、何かあれば。よろしいでしょうか。

もしなければ本日の会議は終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

17:43 閉会